給付費に係る加算について

令和５年度版

三木市教育委員会　教育振興部　教育・保育課

目次

第１章　給付のしくみ ..... - １ -

１　教育・保育給付の概要としくみ ..... - ２ -

概要 ..... - ２ -
教育・保育給付の支援を受ける子どもの認定区分 ..... - ３ -
「認可」、「認定」と「確認」について ..... - ４ -
認可定員と利用定員について ..... - ５ -

２　給付の基本構造 ..... - ６ -

公定価格とは？ ..... - ７ -
【コラム】そもそも基本分単価って何が含まれているの？？ ..... - ８ -
給付費の請求について ..... - ９ -
給付費における国や地方の負担割合について ..... - 10 -
・教育（１号認定）の施設型給付の構造について ..... - 10 -
・保育（２・３号認定）の施設型給付の構造について ..... - 11 -
利用者負担額とは？ ..... - 12 -
◎利用者負担額の算定について ..... - 13 -

第２章　基本配置について ..... - 15 -

基本分単価に含まれる職員構成について ..... - 16 -

認定こども園の場合 ..... - 16 -
◎「常勤」「非常勤」の判断について ..... - 17 -
●令和５年度からの追加確認事項（要注意） ..... - 17 -
絶対必要配置職員の内容について ..... - 18 -
◎職員構成と各加算の関係図について ..... - 20 -
★　小規模保育事業所Ａ型、事業所内保育事業所（Ａ型）の場合 ..... - 22 -
絶対必要配置職員の内容について ..... - 23 -
職員構成と各加算の関係図について ..... - 25 -

第３章　各加算について……- 27 -

基本加算部分 ……- 28 -

副園長・教頭配置加算　【１号】……- 28 -
学級編成調整加配加算　【１号】……- 29 -
３歳児配置改善加算　【１号　２・３号】……- 29 -
満３歳児対応加配加算　【１号】……- 29 -
講師配置加算　【１号】……- 30 -
チーム保育加配加算　【１号　２・３号】……- 30 -
通園送迎加算　【１号】……- 31 -
給食実施加算　【１号】……- 31 -
外部監査費加算　【１号　２・３号】……- 32 -
休日保育加算　【２・３号】【地域型】……- 32 -
減価償却費加算　【２・３号】【地域型】……- 33 -
賃借料加算　【２・３号】【地域型】……- 33 -
夜間保育加算　【２・３号】【地域型】……- 33 -
副食費徴収免除加算　【１号　２・３号】……- 34 -
障がい児保育加算　【地域型】……- 34 -

加減調整部分 ……- 35 -

★主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合【１号　２・３号】……- 35 -
★子育て支援の取組み★……- 35 -
年齢別配置基準を下回る場合【１号　２・３号】……- 36 -
配置基準上求められる職員資格を有しない場合【１号　２・３号】……- 37 -
教育標準時間認定子どもの利用定員を設定しない場合　【２・３号】……- 37 -
分園の場合【２・３号】……- 37 -
管理者を配置していない場合　【地域型】……- 37 -
連携施設を設定していない場合【地域型】……- 38 -
食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合【地域型】……- 38 -
土曜日に閉所する場合【２・３号】【地域型】……- 39 -

乗除調整部分 ……- 42 -

定員を恒常的に超過する場合【１号　２・３号】【地域型】 - 42 -
令和５年度以降適用となる減算率の考え方について - 42 -

特定加算部分 - 44 -

療育支援加算　【１号　２・３号】 - 44 -
事務職員配置加算　【１号】 - 44 -
指導充実加配加算　【１号】 - 44 -
事務負担対応加配加算　【１号】 - 45 -
冷暖房費加算　【１号　２・３号】【地域型】 - 45 -
施設関係者評価加算　【１号　２・３号】 - 45 -
除雪費加算　【１号　２・３号】【地域型】 - 45 -
降灰除去費加算　【１号　２・３号】【地域型】 - 45 -
★高齢者等活躍促進加算　【２・３号】 - 46 -
★子育て支援の取組み★ - 46 -
★施設機能強化推進費加算【１号　２・３号】【地域型】 - 47 -
★子育て支援の取組み★ - 47 -
小学校接続加算　【１号　２・３号】 - 48 -
栄養管理加算　【２・３号】【地域型】 - 48 -
第三者評価受審加算　【１号　２・３号】【地域型】 - 49 -

第４章　処遇改善等加算について - 51 -

「処遇改善」ってなに？ - 52 -

処遇改善等加算Ⅰ - 54 -

①改善基礎分 - 55 -
②賃金改善要件分 - 56 -
③キャリアパス要件 - 56 -
加算額の算定方法 - 56 -
加算対象の職員 - 57 -

処遇改善等加算Ⅱ - 58 -

●研修修了要件について - 58 -
◎大まかな流れ - 58 -

◎平均年齢別児童数とは ..... - 58 -
◎加算算定対象人数とは ..... - 59 -
◎加算見込額の計算方法 ..... - 60 -
★そもそも「人数 A」「人数 B」って何なのか？ ..... - 60 -
★加算見込額の算出について ..... - 61 -
【副園長・教頭配置加算を取得している場合の考え方について】 ..... - 62 -
●配分方法 ..... - 63 -
★対象職員について ..... - 63 -
◎配分の際に気を付けること ..... - 64 -

処遇改善等加算Ⅲ ..... - 65 -

●「常勤換算で 9,000 円/月」の考え方 ..... - 65 -
◎大まかな流れ ..... - 66 -
●算定対象職員数の求め方 ..... - 66 -
【令和５年度だけの注意点】 ..... - 67 -

処遇改善等加算における新規事由について ..... - 68 -

★「新規事由」とは ..... - 68 -
処遇改善等加算Ⅰの場合 ..... - 69 -
処遇改善等加算Ⅱの場合 ..... - 70 -
処遇改善等加算Ⅲの場合 ..... - 71 -
処遇改善等加算Ⅰにおける別紙様式５別添１の考え方 ..... - 72 -
起点賃金水準について ..... - 72 -
「新規事由あり」の場合、何が特定加算（見込）額になるの？ ..... - 73 -
処遇改善等加算の確認について ..... - 74 -
処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱが「新規事由なし」の場合 ..... - 74 -
処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱについて、「新規事由あり」がある場合 ..... - 75 -

処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのまとめ ..... - 76 -

●定義 ..... - 76 -
●各処遇改善等加算の認定について ..... - 76 -
●計画や実績報告で、何を確認するの？ ..... - 77 -
処遇改善における各職員への給与の考え方 ..... - 78 -

参考にした資料等 ..... - 80 -
裏表紙：認定区分早見表 ..... - 82 -
三木市教育・保育課 YouTube チャンネルの案内 ..... - 82 -

～はじめに～

教育・保育給付費の制度はとても難解で、法と数字とデータが飛び交う複雑怪奇な制度です。

内容を根本的なところから理解しようと思うと、子ども・子育て支援法をはじめ、法令や国の会議資料等を大量に読み解く必要があります。

しかも、毎年何かしらの変更が積み重なる、発展途上の制度です。

でも、実は一つ一つの内容は、そこまで難しいものではありません。

このテキストは、給付費に係る加算認定の内容について、三木市内の施設向けに、少しでもとっつきやすく見えるよう、可能な限り咬み砕いて説明したものです。教育・保育給付費の制度理解の糸口になれば幸いです。

令和５年７月

三木市教育委員会　教育振興部　教育・保育課

第１章
給付のしくみ

１　教育・保育給付の概要としくみ

子ども・子育て支援法の施行（子ども・子育て支援新制度の開始）により、従来バラバラに行われていた認定こども園、幼稚園、保育所などに対する財政支援のしくみを共通化しました。

その経緯により創設されたのが「施設型給付」と「地域型保育給付」です。

◎施設型給付

認定こども園、幼稚園、保育所を対象とした財政支援です。

認定こども園

「幼保連携型」
「幼稚園型」
「保育所型」
「地方裁量型」

０～５歳

幼稚園

※新制度未移行の幼稚園は、別に私学助成があります。

３～５歳

保育所

※私立保育所に対しては、「給付費」ではなく「委託費」を支弁します。※後述

０～５歳

◎地域型保育給付　※原則０～２歳

小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所を対象とした財政支援です。

この４つのタイプの事業所は、**市町村（≒地域）が認可する事業なので、**施設型給付とは別に**“地域型”保育給付**として取り扱います。

※満３歳を迎えた年度末まで（０～２歳）の利用が原則ですが、満３歳を迎えた年度を超えてもなお、受け入れ先の確保が困難な場合については、満４歳を迎える年度中に受け入れ先を確保することを基本として、市町村がやむを得ないと判断する場合に限り、引き続き利用することは可能です。ただし、利用に関しては、３号認定の利用定員範囲内での受入が原則です。

⇒これを特例給付と呼びます。

教育・保育給付の支援を受ける子どもの認定区分

認定こども園等の教育・保育を利用する子どもについては、以下の３つの認定区分が設けられ、この区分に基づき教育・保育給付が行われます。なお、この金額については、施設・事業者が代理受領する形となります。

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受ける施設区分
教育標準時間（１号）認定こども 満３歳以上の小学校就学前の子どもであって、２号認定子ども以外のもの （子ども・子育て支援法第 19 条第１号）	教育標準時間 （※）	幼稚園 認定こども園
保育（２号）認定こども 満３歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める理由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの （子ども・子育て支援法第 19 条第２号）	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
保育（３号）認定こども 満３歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める理由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの （子ども・子育て支援法第 19 条第３号）	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育事業所等

※教育標準時間外の利用については、一時預かり事業（幼稚園型）等の対象となります。

「○号認定こども」という呼び方の根拠は、これらの認定区分の法的根拠「子ども子育て支援法第 19 条第○号」に基づきます。

「認可」、「認定」と「確認」について

施設や事業者が新制度における公費の給付対象である「特定教育・保育施設」または「特定地域型保育事業」として位置づけられるためには、

①児童福祉法等を根拠とする施設・事業の「認可」、または認定こども園法等を根拠とする施設の要件を満たす「認定」

②子ども・子育て支援法による「確認」（第 31 条、43 条）

の両方を受けることが必要になります。

認可・認定 ＋ 確認 ⇒ 給付の対象

	実施権者	特徴
認可 認定	施設所在地の都道府県 （地域型保育事業に関しては市町村）	保育室の面積要件や給食設備等のハード面、保育士・保育教諭の配置等のソフト面について、認可基準を満たしていると認められること。
確認	市町村	認可を受ける施設に対し、市町村の子育て支援計画や近年の児童数の実態に即した利用定員を定めた上で、運営基準を満たしていると認められること。

市が、施設型給付費の対象と「確認」する幼稚園・認定こども園・保育所のことを、特定教育・保育施設といいます。

認可定員と利用定員について

似ているようで別モノのこの二つの定員区分について説明します。
※ここでは**幼保連携型認定こども園の場合**として記載します。

・認可定員とは

「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第１５条第１項第５号の幼保連携型認定こども園の運営に関する規程（園則）」に記載されている利用定員のことです。
要は**その施設が認可（認定）されるために県に申請した定員**のことで、面積要件や職員配置等に基づいて考えるため、基本的には**その施設の最大受入能力**の意味合いが強いです。
「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項について（令和５年３月３１日改正現在）」の第３に、ある程度定義されています。

・利用定員とは

子ども・子育て支援法第３１条に基づき、**施設型給付費の支給に係る施設として市町村が確認する際に定めた定員**のことです。認定区分ごと（３号認定についてはさらに０歳、１・２歳に分ける）に設定する必要があります。
各市町村の子育て支援計画や近年の児童数等の実態を基に設定します。
給付費の単価水準に影響します。
また、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第２０条第６項により、施設の「運営規程」に記載する必要があります。

あくまで基準の上でのお話ですが・・
認可定員は最大受入能力数、利用定員は施設の近年の児童数や自治体の計画等（≒実態）に合わせて設定することから、認可定員と利用定員の大小の関係は以下のとおりとなります。

（認可定員）≧（利用定員）

認可定員と利用定員は同数となることが大原則ですが、児童数が近年から将来にかけて減少することが見込まれる場合など、利用定員のみを減少することもあります。

２　給付の基本構造

施設型給付、地域型保育給付の基本構造は、公定価格から利用者負担額を差し引いた額となります。この基本構造は、保育所に関わる「委託費」も同様です。

大前提！

給付費　＝　公定価格　－　利用者負担額

※ここでの給付費は、実際に施設に施設型給付費等として支払われるもの（公定価格から保護者が支払った利用者負担額を差し引いたもの）をいいます。

給付費は、保護者における個人給付を基礎とします。つまり一人ひとりについて給付費を計算します。そしてその金額を確実に教育・保育に要する費用に充てるために、保護者に直接給付せず、市から直接在籍施設に支払います。
これを法定代理受領といいます。

ただし、私立保育所に関しては、

保育所における保育は市町村が実施すること
（児童福祉法第 24 条）

とされているので、法定代理受領ではなく、利用者負担額を施設が所在する市町村が徴収し、**給付費として計算される部分と利用者負担を合わせた全額（公定価格と同額）が「委託費」として支払われます。**「委託費」は児童が居住する市町村が支払います。

「保育所の保育は市町村がやること！」という法的な規定があり、市町村が民間法人に保育を「委託」しているため、「給付費」ではなく「委託費」になります。

ややこしいのでもう一度

私立保育所に関しては、
利用者負担額　⇒　保護者は施設が所在する市町村に支払う
委託費　⇒　保護者（児童）が居住する市町村が施設に支払う

公定価格とは？

公定価格とは、法的に言うと

「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」

と規定される金額です。子ども・子育て支援法第 27 条や第 29 条などにイヤというほど出てきます。要は“国が決めたルールで計算した金額”です。

国が定める基準は、

子ども一人あたりの教育・保育に通常必要となる費用
（人件費や事業費、管理費など）

を元に算定されています。

もう少し詳しく説明すると、

①在籍児童の年齢
②在籍児童の認定区分及び給付内容（認定区分や保育必要量）
③在籍する施設がどこに所在するか（地域区分）
④利用定員は何人の施設か
⑤施設がどんな保育の取組をしているか
（〇〇加算 etc.）

⑤で園の個性が出ます！

この５つの情報のうち、①～④を元に基本分単価を算定し、⑤を元に各種加算の単価を積み上げます。これによりその在籍児童の公定価格が算定されます。これを各月初日時点の在籍児童全員分算定し、在籍児童全員分の利用者負担額を差し引くと、各月の給付費が算出されます。

この公定価格は、人件費を算定に含んでいることから、人事院勧告により算定根拠となる単価が毎年±数％の範囲内で改正されます。

読み飛ばしOK

※地域区分ってなに？

地域区分は、基本的には国家公務員又は地方公務員の地域手当の基準に準拠して設定されるものです。なお、国家公務員の地域手当は、国の官署が所在する地域の民間の賃金水準を元に算定するか、国の官署が無い地域は、総務省が指定する地方公務員の地域手当の支給地域等を用いて決定されます。

概ね、平均賃金水準が高いほど地域区分も高くなる傾向があります。
（ただし、特殊な決め方をする地域も存在します。）

【コラム】そもそも基本分単価って何が含まれているの？？

コレです

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分 ⑤ 保育標準時間認定 基本分単価 ⑥		保育短時間認定 基本分単価 ⑥			処遇改善等加算Ⅰ 保育標準時間認定 ⑦			保育短時間認定 ⑦		
					（注１）		（注１）			（注１）			（注１）	
	10人まで	2号	4歳以上児	218,750	(225,630)	171,900	(178,780)	+	2,160	(2,220)	×加算率	1,700	(1,760)	×加算率
			3歳児	225,630	(282,080)	178,780	(235,230)	+	2,220	(2,710)	×加算率	1,760	(2,240)	×加算率
		3号	1、2歳児	282,080	(350,910)	235,230	(304,060)	+	2,710	(3,390)	×加算率	2,240	(2,920)	×加算率
			乳児	350,910		304,060		+	3,390		×加算率	2,920		×加算率
	11人から20人まで	2号	4歳以上児	118,690	(125,570)	95,270	(102,150)	+	1,160	(1,220)	×加算率	930	(990)	×加算率
			3歳児	125,570	(182,020)	102,150	(158,600)	+	1,220	(1,710)	×加算率	990	(1,470)	×加算率
		3号	1、2歳児	182,020	(250,850)	158,600	(227,430)	+	1,710	(2,390)	×加算率	1,470	(2,150)	×加算率
			乳児	250,850		227,430		+	2,390		×加算率	2,150		×加算率

公定価格における基本分単価ですが、単価表にはそれこそ「基本分単価」としか書かれていません。この中には以下に記載した費用が算定の根拠として盛り込まれています。

１号と２・３号の基本分単価の根拠は、各施設の制度を踏まえ一部異なりますが、基本的に同水準です。

１号		内　　容
事務費	人件費	(1)常勤職員給与 本俸、教職調整額、諸手当、社会保険料事業主負担分等 (2)非常勤職員雇上費 学校医や学校歯科医、薬剤師の手当　非常勤職員雇上費（講師・事務職員など）　年休代替要員費
	管理費	＜職員数に比例して積算＞　旅費、庁費、職員研修費、職員健康管理費、業務委託費 ＜子どもの数に比例して積算＞　保健衛生費、減価償却費 ＜１施設あたりの費用として積算＞　補修費、特別管理費、苦情解決対策費
事業費		保育材料費等

２・３号		内　　容
事務費	人件費	(1)常勤職員給与 本俸、特別給与改善費、特殊業務手当、諸手当、社会保険料事業主負担分等 (2)非常勤職員雇上費 学校医や学校歯科医、薬剤師の手当　非常勤職員雇上費（保育士・事務員・調理員など）　年休代替要員費
	管理費	＜職員数に比例して積算＞　旅費、庁費、職員研修費、職員健康管理費、業務委託費 被服費、業務省力化等勤務条件改善費 ＜子どもの数に比例して積算＞　保健衛生費 ＜１施設あたりの費用として積算＞　補修費、特別管理費、苦情解決対策費
事業費		保育材料費等

※人件費部分は、施設区分及び定員区分に応じた必要職員数を加味して算定されています。

給付費の請求について

○私立認定こども園・地域型保育事業所の場合

給付費の請求は、公定価格から保育料を差し引いた分を支払います。

給付費　＝　公定価格　－　保育料

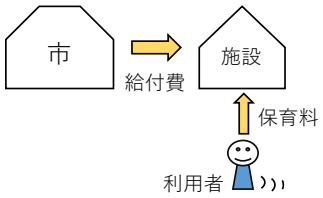

○私立保育所の場合

保育料を市が徴収するため、給付費（＝委託費）として公定価格全額を支払います。

給付費（委託費）＝公定価格

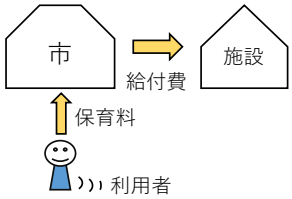

●公立の場合

公立施設は給付費ではなく、地方交付税措置となります。ただし、そこに充てられるのは、あくまでも当該自治体居住児童分のみのため、他自治体から受託児として受け入れた分に関しては、受託児を受け入れた市が受託元の自治体に請求を行います。なお、この請求に関しては、給付費ルールのもと、基本的には年度末の一括精算にて行います。なお、公立に関しては、認定こども園も保育所も考え方は同じです。給付費の請求は、公定価格から保育料を差し引いた分を支払います。

請求額　＝　公定価格　－　保育料

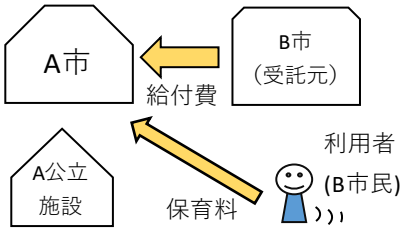

あなたがＡ市で教育・保育の事務を行っているとして・・・

給付費の支払い方向		Ａ市の児童		市外児童
		市内施設	市外施設（委託）	市内施設（受託）
公立	保育所	―	他市がＡ市に請求（請求額＝公定価格-利用者負担額）	Ａ市が他市に請求（請求額＝公定価格-利用者負担額）
	認定こども園	―		
	小規模等	―		
私立	保育所	施設がＡ市に請求（請求額＝公定価格）		施設が他市に請求（請求額＝公定価格）
	認定こども園	施設がＡ市に請求（請求額＝公定価格-利用者負担額）		施設が他市に請求（請求額＝公定価格-利用者負担額）
	小規模等			

給付費における国や地方の負担割合について

給付費において国・県・市町村がそれぞれ負担する割合は、認定区分ごとに異なります。

なんとなく、**給付費は国が２分の１、県と市が４分の１を負担する**イメージがあると思います。もちろん大きな枠組としてはこのイメージは間違えていないのですが、厳密には少し違うんだよ、ということをここで説明します。

・教育（１号認定）の施設型給付の構造について

子ども子育て支援新制度より前の時代の、私立幼稚園に係る財政支援のうち、「私学助成」といわれる、いわゆる経常費にあたる部分は、国と負担を分ける一般補助や就園奨励費補助に加え、都道府県によっては独自の上乗せ給付等をしていたことにより、地域によってかなりばらつきがありました。

これが新制度により一本化されましたが、国の負担割合が急激に増えないように、そして地域間のばらつきを時間をかけて均していくことを目的に、公定価格の給付費にあたる部分は当面の間、**全国統一費用部分（国が負担する部分）**と**地方単独費用部分（国が負担しない部分）**に分かれることになりました。

なお、給付費のうち、全国統一費用部分については、令和５年度は 74.4%と規定されています。この割合は、年度ごとに改正される可能性があります。

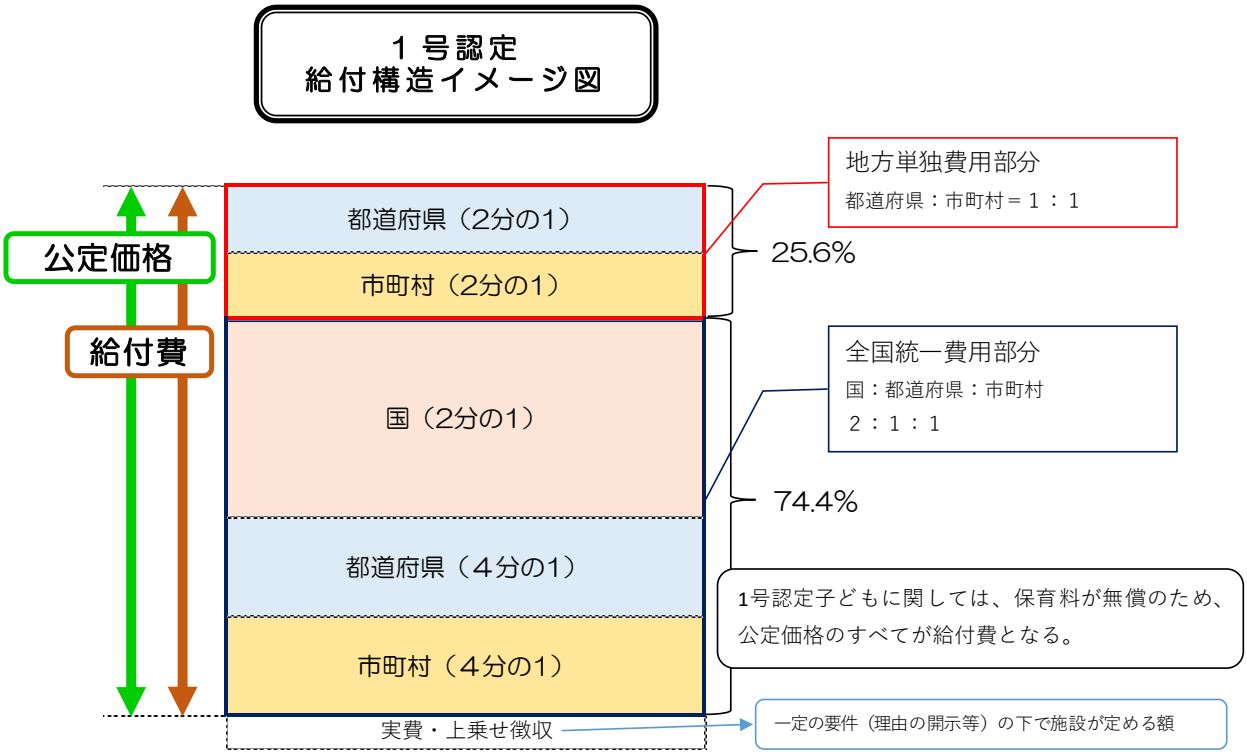

・保育（２・３号認定）の施設型給付の構造について

２・３号認定の給付費については、１号認定の時のような地方単独費用部分はありませんが、３号認定の国や県、市町村の負担部分については、事業主拠出金（※）を充当しています。

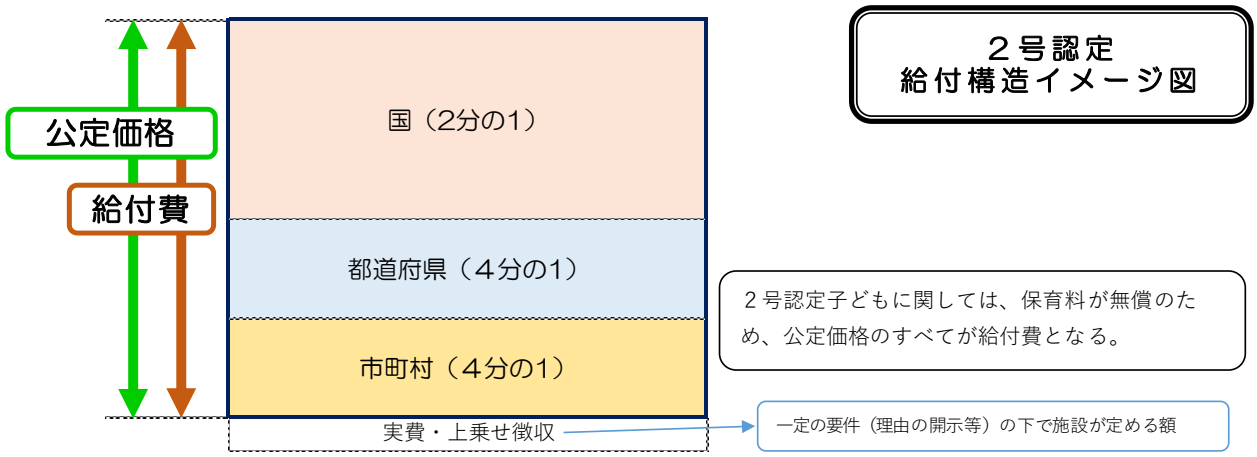

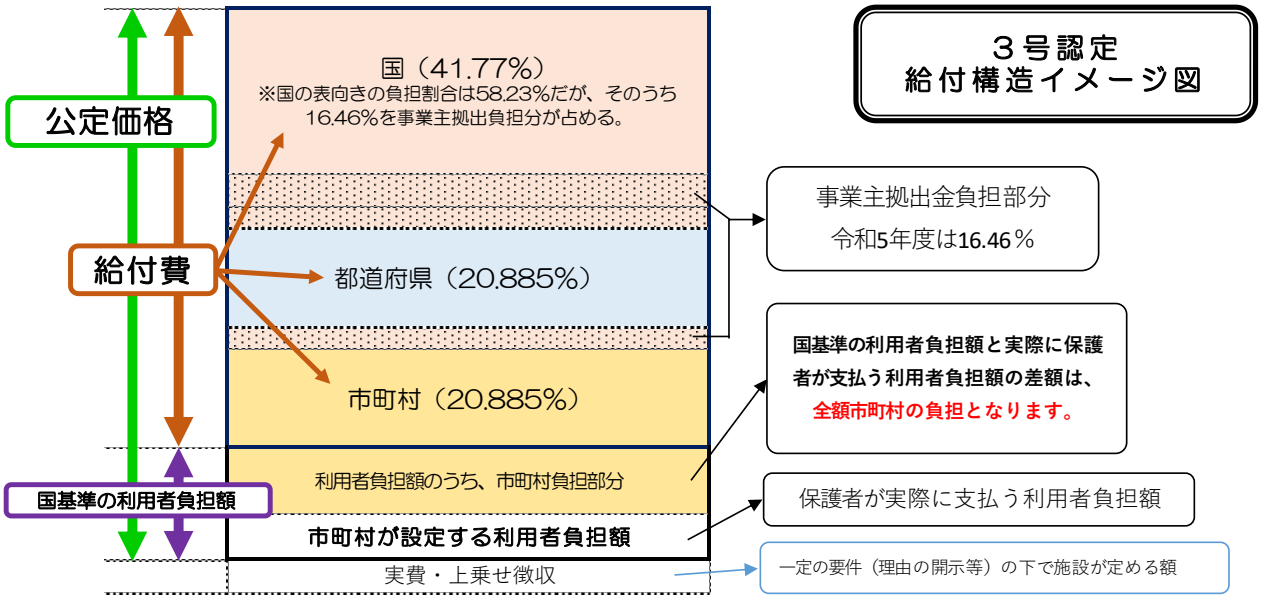

読み飛ばしOK

※事業主拠出金って？

政府が子育て支援を進めるために徴収している企業の負担金です。「社会全体で子育て支援にかかる費用を負担する」という考えで、従業員の厚生年金と一緒に徴収されます。ただ、この部分は事業主の全額負担です。

使い道は限定されていて、児童手当や０～２歳児に係る給付費補助、企業主導型保育事業など、子育て施策の財源に充てられます。

割合は、子ども・子育て支援法施行令第 24 条の２に明記されています。

利用者負担額とは？

利用者負担額とは、法的に言うと

「政令で定める金額を限度として市町村が定める、

保護者が負担すべき額」

※政令で定める金額：子ども・子育て支援法施行令第４条

と規定される金額です。利用者負担額はいくつかの階層に分かれて金額が設定されています。基本的には保護者の所得に応じて階層が決まり、金額が決まります。一般的には「保育料」と呼ばれます。

公立の施設と私立保育所に関しては市町村が、私立の施設（保育所除く）に関しては施設が徴収します。

なお、３～５歳児全員と、市民税非課税世帯の０～２歳児は、利用者負担額はかかりません。

◎利用者負担額の徴収について

公私区分、施設区分、対象児童が市内に住んでいるか市外に住んでいるかにより、取り扱いが変わります。

あなたがＡ市で教育・保育の事務を行っているとして・・・

利用者負担額 徴収主体一覧		Ａ市の児童		市外児童	
		市内施設	市外施設 （委託）	市内施設 （受託）	市外施設
公立	保育所	Ａ市	当該自治体	Ａ市	当該自治体
	認定こども園	Ａ市	当該自治体	Ａ市	当該自治体
	小規模等	Ａ市	当該自治体	Ａ市	当該自治体
私立	保育所	Ａ市	Ａ市	当該自治体	当該自治体
	認定こども園	施設	施設	施設	施設
	小規模等	施設	施設	施設	施設

読み飛ばしOK

◎利用者負担額の算定について

利用者負担額の階層は、保護者の市民税所得割額の合計により決定します。通常の市民税所得割額は、対象年度の収入から「所得」を計算し、人的控除を差し引いた後の課税所得金額に税率（市民税率は６％）を乗じ、その後に各種税額控除（調整控除、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除（いわゆる住宅ローン控除）、寄附金税額控除（ふるさと納税等）、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除）を差し引いて算出します。一方、利用者負担額（保育料）算定に係る市民税所得割額は、税率を乗じるところまでは同じですが、その後の税額控除は、調整控除のみを適用します。

これにより算定された所得割額を、対象児童が居住する自治体の保育料規定に照らし合わせ、保育料が決まります。

【税額年度の変更による保育料の算定について】

金額の決定時期は、入園月の他には、年に２回（４月・９月）です。４月は進級による年齢変更、９月は課税年度の変更により決定し直します。

利用者負担額一覧表の年齢区分は、４月１日の満年齢で決定し、年度中の変更はありません。

<table>
<tr><th colspan="2">令和Ａ年度</th><th colspan="2">令和Ｂ年度</th><th>令和Ｃ年度</th></tr>
<tr><td>９月分～翌年３月分</td><td>４月分～８月分</td><td>９月分～翌年３月分</td><td colspan="2">４月分～８月分</td></tr>
<tr><td colspan="2"><u>令和Ａ年度の</u>
市民税課税資料に基づき
市民税所得割額を算定</td><td colspan="3"><u>令和Ｂ年度の</u>
市民税課税資料に基づき
市民税所得割額を算定</td></tr>
</table>

【めも】

第２章

基本配置について

基本分単価に含まれる職員構成について

認定こども園の場合

この職員構成は、各種加算を適用する上で、必ず満たしておかなければならない最低限の条件になります。下の図のすべてをクリアしている必要があります。**また。認定こども園において「保育教諭」とは、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を持っていることが条件となります。**

※この説明資料においては、この「基本分単価に含まれる職員構成図に掲げる必要教諭」をこれ以降**「絶対必要配置職員」**と呼びます。

基本分単価に含まれる職員構成図

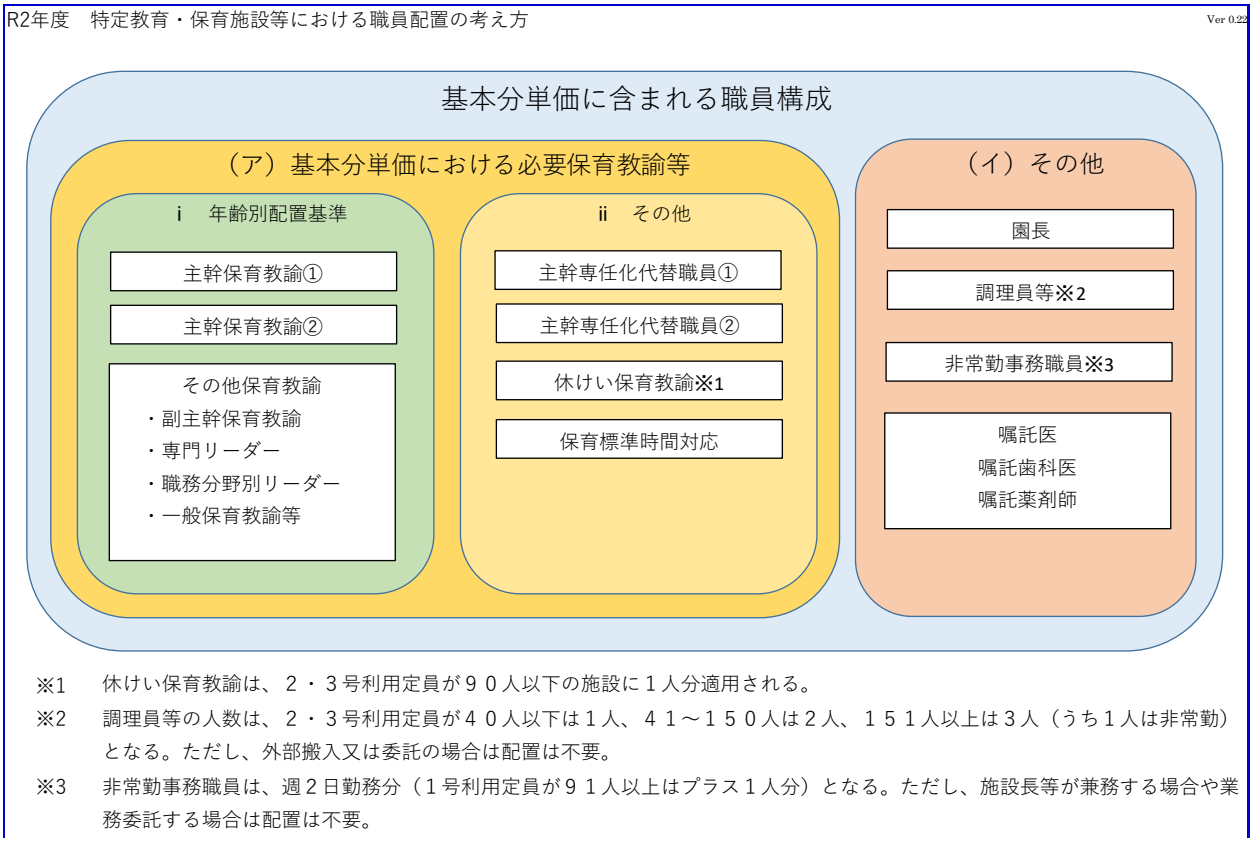

※1　休けい保育教諭は、２・３号利用定員が９０人以下の施設に１人分適用される。

※2　調理員等の人数は、２・３号利用定員が４０人以下は１人、４１～１５０人は２人、１５１人以上は３人（うち１人は非常勤）となる。ただし、外部搬入又は委託の場合は配置は不要。

※3　非常勤事務職員は、週２日勤務分（１号利用定員が９１人以上はプラス１人分）となる。ただし、施設長等が兼務する場合や業務委託する場合は配置は不要。

（三木市　教育・保育課作成）

◎「常勤」「非常勤」の判断について

なんとなく使用している言葉ですが、そもそもの意味を説明すると・・・

常勤、非常勤は、労働者を勤務時間で区別する概念です。
正職員や非正規職員、パートや嘱託などは労働者を雇用形態で区別する概念です。

どれもよく労働者の働き方で使われる言葉ですが、根本的な概念が違いますので、これらの言葉が混じりあってしまわないように注意してください。
次に、基本配置や加算における考え方をここで整理します。

◎「常勤」の必要勤務時間の定義は？

「常勤」について、明確に定義されている法律などはありません。

結論から言えば、**施設が定めます。**

概ねですが、**月１６０時間（１日８時間 × ２０日）**に設定しているところが多いです。

また、例えば午前中は施設で勤務して、午後は法人本部で法人に関する事務の仕事をしている、などの場合は、常勤としては扱えません。

●令和５年度からの追加確認事項（要注意）

Ｒ５年度の告示の中で、兼務職員の実態を把握するよう国から求められています。施設を複数運営している法人が、１人の職員に対して複数の施設で常勤扱いにするなどの多重雇用や、法人が定めた月間勤務時間を超える雇用契約を行わないよう注意が必要です。

例えば、ある施設で１６０ｈの常勤として雇用されている職員が、他の施設で月80ｈの雇用契約を結んでいる、若しくは給与を得ているのはアウトと思ってください。

★常勤的非常勤とは？

日本語としては矛盾しているように聞こえる言葉ですが、実際に存在している言葉です。元々は役所言葉で、フルタイムで働く定数外の職員を指していました。

実際に運用されている意味としては、「１日８時間かつ有期雇用」として契約しているが、年度が替わっても引き続き契約を継続して働いている人を指します。（諸説あり）

絶対必要配置職員の内容について

・年齢別配置基準とは？

各年齢や子ども数に応じた職員の配置基準のことです。

４歳児以上：子ども３０人につき教諭１人
３歳児　　：子ども２０人につき教諭１人
１．２歳児：子ども６人につき教諭１人
乳児　　：子ども３人につき教諭１人

３歳児配置改善加算を適用する場合は、３歳児を子ども１５人につき教諭１人として算出します。

を念頭に、下記の計算式により職員数を算出します。

$$\underbrace{\frac{\text{４歳児以上子ども数}}{30}+\frac{\text{３歳児子ども数}}{20}+\frac{\text{１・２歳児子ども数}}{6}+\frac{\text{乳児子ども数}}{3}}_{\text{小数点第１位まで計算（第２位は斬捨て）}}=\underbrace{\text{配置基準上必要な保育教諭数}}_{\text{小数点以下四捨五入}}$$

また、下記の教諭を配置することが必要です。

・主幹保育教諭が２人（１号担当が１人、２・３号担当が１人）

主幹保育教諭は、教育・保育計画の立案や地域の子育て支援活動等を行い、園長の補佐として施設の総合的な管理運営を行います。

教育担当・保育担当にそれぞれ１人必要です。したがって、一つの認定こども園に、主幹保育教諭は２名必要となります。

なお、辞令については、発令していることが基本ですが、現時点では辞令が無くても減算の対象等にはなりません。ただ、主幹保育教諭については誰がそのポジションにいるのかを決めておく必要があります。

また、主幹保育教諭は、年齢別配置基準に係る職員数換算対象になります。

【注意】主幹保育教諭について

「給付」の観点から見る場合、主幹保育教諭は、教育・保育計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任すべき立場であり、また基本配置として主幹保育教諭代替職員を配置していることから、担任を持つことは想定されていません。主幹保育教諭が担任をうけ持っている場合、前述の活動に専任できていないと判断されるため、減算の対象となります。

・副主幹保育教諭やその他役職教諭について

絶対必要配置職員には含まれませんが、職員のキャリアアップのためにも配置しておくべき様々な役職があります。中でも副主幹保育教諭や専門リーダー等、施設の中心的存在に当たる職員は、処遇改善等加算Ⅱの副主任保育士級（上限 40,000/月）の対象となります。また、その他の職務分野別リーダー等（乳児保育リーダーなど）については、下限は月額 5,000 円以上、上限は副主任保育士グループの最低額未満の範囲において処遇改善Ⅱの対象となります。

要注意！

・主幹専任化代替職員が２人（１号担当が１人、２・３号担当が１人）

主幹専任化代替職員は、主幹保育教諭が教育・保育計画の立案や地域の子育て支援活動等を行い、園長の補佐として施設の総合的な管理運営を行うことを専任化させるために配置しなければならない保育教諭です。
教育担当・保育担当にそれぞれ１人必要です。したがって、**一つの認定こども園に、主幹専任化代替職員は２名必要となります。**

基本配置は、**最低でも常勤職員が１人、非常勤職員（月８０時間以上勤務）が１人となります。**また、誰がそのポジションにいるのかを指定する必要があります。この職員は、年齢別配置基準に係る職員数の換算対象にはなりません。

・休けい保育教諭が１人分

【※２・３号利用定員の合計が 90 人以下の施設に適用】

保育教諭の休憩時間を確保する観点や長時間開所に対応する観点から、２・３号利用定員の合計が 90 人以下の施設については、常勤の保育教諭１名分を確保することが必要です。
こちらに関しては、誰かをこのポジションに指定する必要はなく、常勤換算職員数から１人減じることで対応します。

・保育標準時間対応職員が１人分

在園時間の長くなる保育標準認定子どもへの保育需要に対応するため、常勤の保育教諭１名分を確保することが必要です。
こちらに関しても、誰かをこのポジションに指定する必要はなく、常勤換算職員数から１人減じることで対応します。

・園長

施設長のことです。

・調理員等

２・３号利用定員の合計により、最低限配置すべき人数が変わります。
①40 人以下　　⇒　　１人
②41 人以上 150 人以下　　⇒　　２人
③151 人以上　　⇒　　３人（うち１人は非常勤可）

・事務職員及び非常勤事務職員

園長等、他の人が兼務する場合は配置不要です。

・学校医、学校歯科医、学校薬剤師（嘱託を含む）

配置が必要な職種です。

◎職員構成と各加算の関係図について

要注意！

加算（減算）は、各施設において教育・保育の質を向上させるための取組みに対して、給付費を上乗せ（減額）するもので、目指すべき方向性を示しつつも、一定の多様性を認めるしくみです。

〇〇な取組をして保育の質向上！　⇒　「〇〇加算」で上乗せ！

絶対に配置しなきゃいけない人を配置できていない…　⇒減算…

基本的な考え方としては、絶対必要配置職員を満たした上で、各加算に必要な職員を配置することで加算を取っていくことができます。逆に言えば、絶対必要配置職員の条件を満たせない場合、ほとんどの加算を取れなくなってしまう他、不足状況によっては減算の対象になる可能性があります。

３歳児配置改善加算
満３歳児対応加配加算
講師配置加算
チーム保育加配加算
指導充実加配加算
学級編制調整加配加算
療育支援加算
・・等

絶対必要配置職員を満たせない場合、職員の配置に関わる加算はほとんど取れなくなる可能性が高いです。

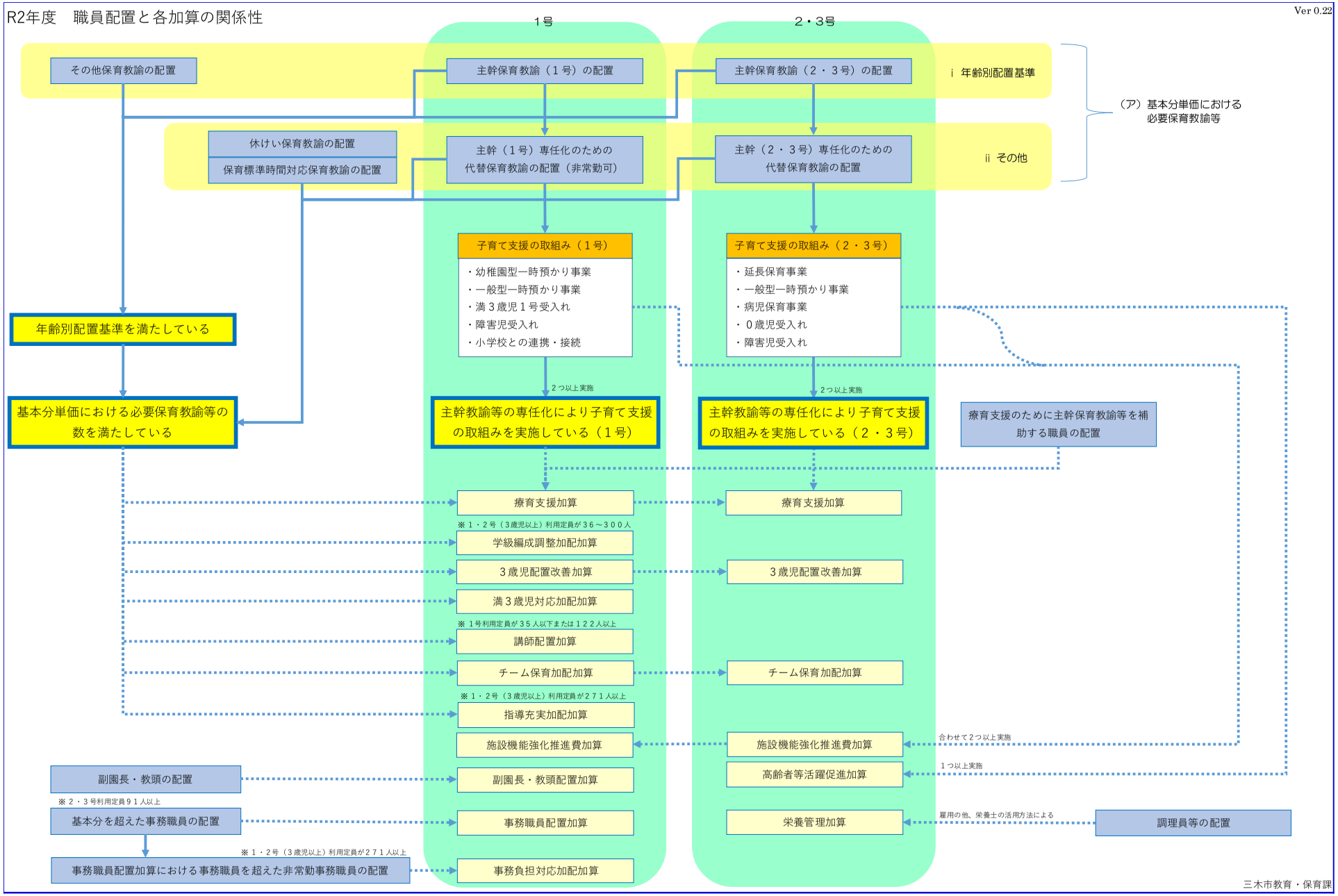
R2年度　職員配置と各加算の関係性
Ver 0.22
１号
２・３号
その他保育教諭の配置
主幹保育教諭（１号）の配置
主幹保育教諭（２・３号）の配置
ⅰ 年齢別配置基準
（ア）基本分単価における必要保育教諭等
休けい保育教諭の配置
保育標準時間対応保育教諭の配置
主幹（１号）専任化のための代替保育教諭の配置（非常勤可）
主幹（２・３号）専任化のための代替保育教諭の配置
ⅱ その他
子育て支援の取組み（１号）
・幼稚園型一時預かり事業
・一般型一時預かり事業
・満３歳児１号受入れ
・障害児受入れ
・小学校との連携・接続
子育て支援の取組み（２・３号）
・延長保育事業
・一般型一時預かり事業
・病児保育事業
・０歳児受入れ
・障害児受入れ
年齢別配置基準を満たしている
２つ以上実施
２つ以上実施
基本分単価における必要保育教諭等の数を満たしている
主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施している（１号）
主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施している（２・３号）
療育支援のために主幹保育教諭等を補助する職員の配置
療育支援加算
療育支援加算
※１・２号（３歳児以上）利用定員が３６～３００人
学級編成調整加配加算
３歳児配置改善加算
３歳児配置改善加算
満３歳児対応加配加算
※１号利用定員が３５人以下または１２２人以上
講師配置加算
チーム保育加配加算
チーム保育加配加算
※１・２号（３歳児以上）利用定員が２７１人以上
指導充実加配加算
施設機能強化推進費加算
施設機能強化推進費加算
合わせて２つ以上実施
副園長・教頭の配置
副園長・教頭配置加算
高齢者等活躍促進加算
１つ以上実施
※２・３号利用定員９１人以上
基本分を超えた事務職員の配置
事務職員配置加算
栄養管理加算
雇用の他、栄養士の活用方法による
調理員等の配置
※１・２号（３歳児以上）利用定員が２７１人以上
事務職員配置加算における事務職員を超えた非常勤事務職員の配置
事務負担対応加配加算
三木市教育・保育課

小規模保育事業所Ａ型・

事業所内保育事業所（Ａ型）の場合

この職員構成は、各種加算を適用する上で、必ず満たしておかなければならない最低限の条件になります。下の図のすべてをクリアしている必要があります。市内にはＡ型の施設しかないため、ここではＡ型の説明のみ行います。

※この説明資料においては、この「基本分単価に含まれる職員構成図に掲げる必要教諭」をこれ以降**「絶対必要配置職員」**と呼びます。

基本分単価に含まれる職員構成図

R2年度　特定教育・保育施設等における職員配置の考え方（小規模保育事業A型）

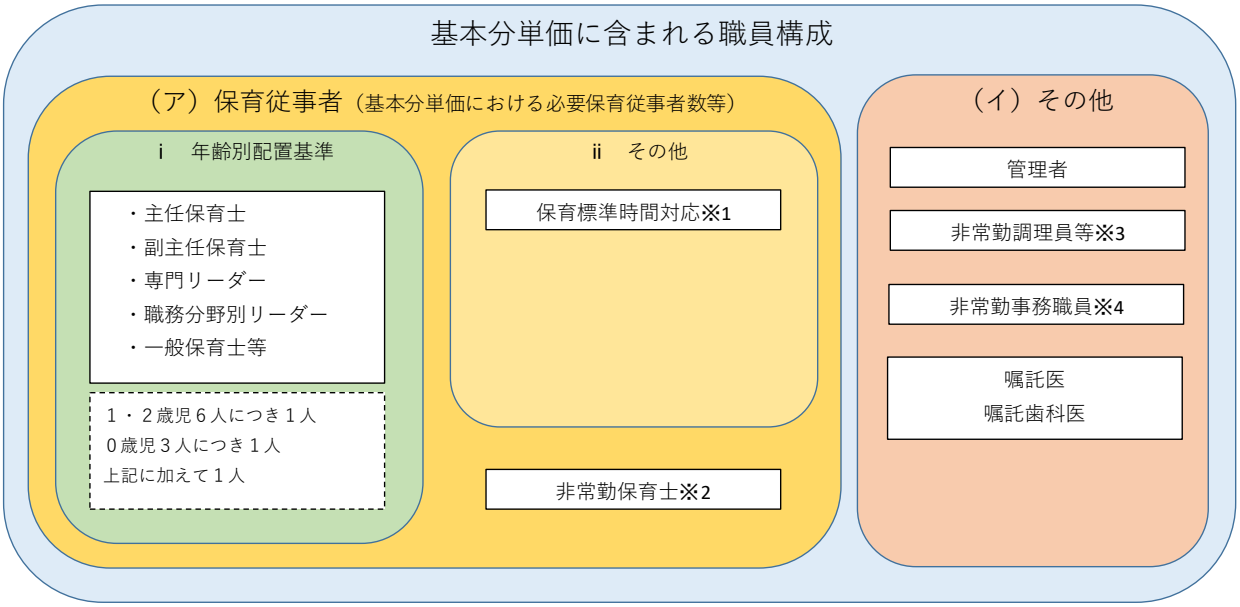

※1　保育標準時間対応は、非常勤の保育士を1名配置すること。
※2　非常勤の保育士を1名配置すること（基本分単価における必要保育従事者）。
※3　非常勤調理員等は、非常勤の調理員を配置すること。ただし、外部搬入又は委託の場合は配置は配置不要。
※4　非常勤事務職員は、管理者等が兼務する場合や業務委託する場合は配置は不要。

三木市教育・保育課

（三木市　教育・保育課作成）

絶対必要配置職員の内容について

・年齢別配置基準とは？

重要！

各年齢や子ども数に応じた職員の配置基準のことです。

１．２歳児：子ども６人につき教諭１人
乳児　　：子ども３人につき教諭１人
上記計算に加えてさらにプラス１人

全て保育士であることが必要です。

を念頭に、下記の計算式により職員数を算出します。

$$\underbrace{\frac{1・2歳児子ども数}{6} + \frac{乳児子ども数}{3}}_{小数点第1位まで計算（第2位は切捨て）} + 1 = \underbrace{配置上必要な保育士数}_{小数点以下四捨五入}$$

また、下記の教諭を配置することが必要です。

・保育標準時間対応職員が１人

在園時間の長くなる保育標準認定子どもへの保育需要に対応するため、非常勤の保育士１名を確保することが必要です。
こちらに関しては、誰かをこのポジションに指定する必要があります。

・年齢別配置基準にプラスして非常勤保育士が１人分

認定こども園の絶対配置必要職員でいう「休けい保育教諭」にあたる職員です。保育士の休憩時間を確保する観点や長時間開所に対応する観点から、非常勤の保育士１名分を確保することが必要です。
こちらに関しても、誰かをこのポジションに指定する必要はなく、常勤換算職員数から１人減じることで対応します。

・管理者

小規模保育施設または事業所内保育施設における**加算上の管理者**とは、下記の条件をすべてクリアしている人を指します。該当しない場合は、加減調整部分「管理者を配置していない場合」の対象となり、減算となります。

＜対象となる要件（②③はどちらかで OK）＞

①常勤かつ、その事業所の運営管理業務に専従していること

②児童福祉施設や小学校など、公私問わず教育・保育に関する施設に２年以上勤めた経験があること

③公的機関等が実施する施設長研修等を受講していること

④給料が、給付費から支払われていること

・非常勤調理員等

調理に関する業務を外部委託する場合や、他の施設から給食を搬入してもらう場合は、配置は無くても OK です。ただ、栄養管理加算で「(ア)配置」や「(イ)兼務」を取る場合は、ここで栄養士を雇用しておく必要があります。
栄養管理加算については、後述します。

・非常勤事務職員等

管理者等、他の人が兼務する場合は配置不要です。

※従業員枠の子どもの場合（事業所内保育事業のみ）

事業主が雇用する職員の子どもが同施設に入所している場合、その対象の子どもの基本分単価のみ、８４％で計算します。

職員構成と各加算の関係図について

要注意！

加算（減算）は、各施設において教育・保育の質を向上させるための取組みに対して、給付費を上乗せ（減額）するもので、目指すべき方向性を示しつつも、一定の多様性を認めるしくみです。

〇〇な取組をして保育の質向上！　⇒　「〇〇加算」で上乗せ！

絶対に配置しなきゃいけない人を配置できていない…　⇒減算…

基本的な考え方としては、認定こども園版と同様に、絶対必要配置職員を満たした上で、各加算に必要な職員を配置することで加算を取っていくことができます。逆に言えば、絶対必要配置職員の条件を満たせない場合、ほとんどの加算を取れなくなってしまう他、不足状況によっては減算の対象になる可能性があります。

R2年度　職員配置と各加算の関係性（小規模保育事業A型）

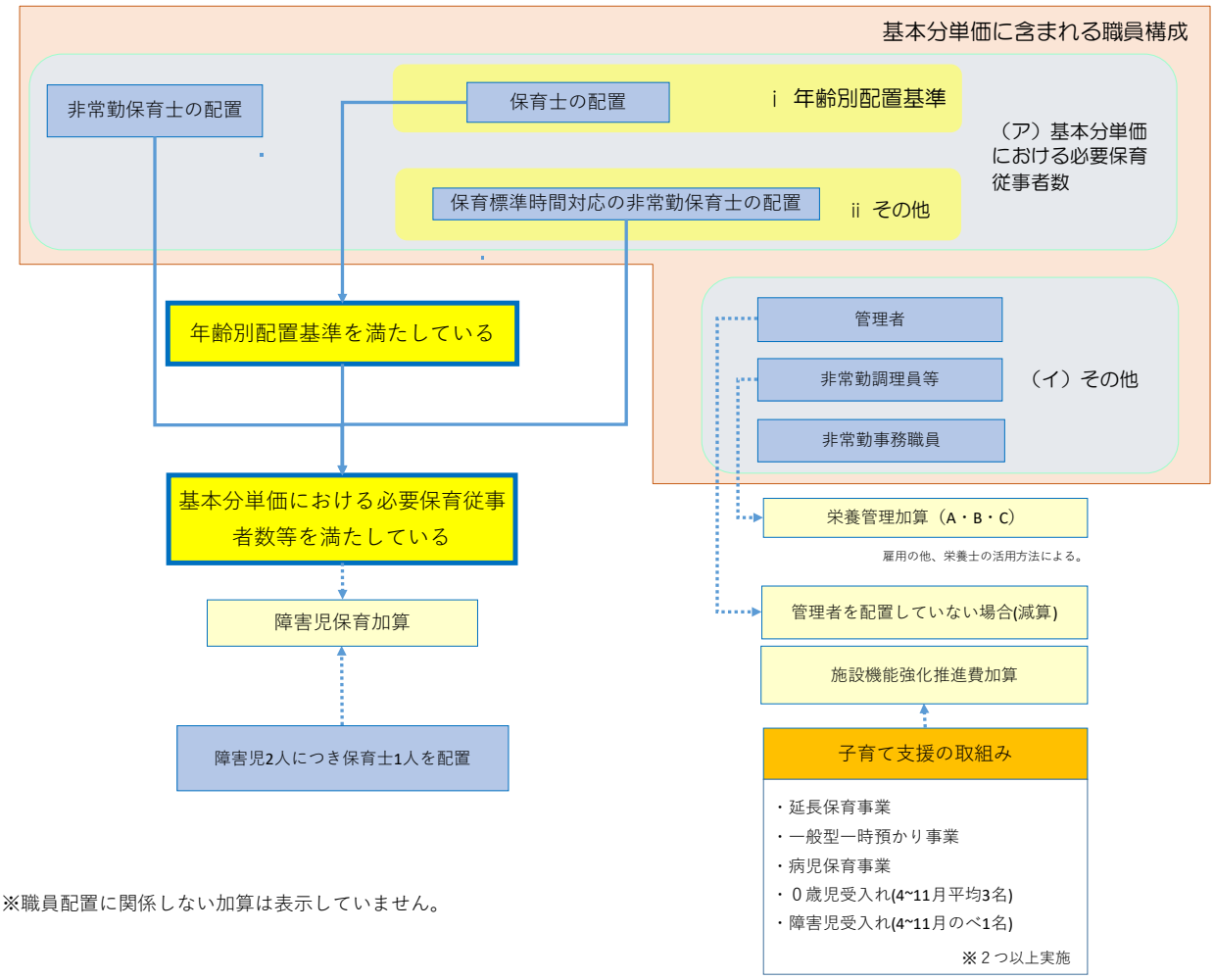

※職員配置に関係しない加算は表示していません。

三木市教育・保育課

【めも】

第３章

各加算について

各加算についての大まかな説明になります。三木市内の施設が基本的に関わらない加算については、名前だけの紹介にしています。

なお、子育て支援の取組が必要な加算には、「★」がついています。

処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲについては、第４章で説明します。

加算を取得するに足る施設であるかどうかは、職員の配置状況や、調書等の確認により行います。

主な加算については、単価（例）を記載しています。費用感を見ていただければと思います。なお、下記のような施設を例に表示しています。

施設区分：幼保連携型認定こども園
地域区分：3/100 地域

利用定員	１号	15 人	２号	80 人	３号	30 人
在籍数	５歳児	５人	５歳児	30 人	２歳児	15 人
	４歳児	５人	４歳児	28 人	１歳児	９人
	３歳児	５人	３歳児	22 人	０歳児	６人

基本加算部分

副園長・教頭配置加算　【１号】

１号単価：6,500 円　月額：97,500 円
（6,500 円　×　１号認定児童 15 人）

副園長又は教頭を配置する場合に必要な人件費のうち、保育教諭との差額を加算する想定の項目です。

＜加算対象となる要件＞

①常勤であること

②副園長または教頭としての辞令を発令していること

③担任を持つなど、教育・保育への従事状況は問いません。

④「園長」が専任ではない場合（ほかの施設の園長の兼ねている場合等）は、基本配置でプラス１人する必要がありますが、その「プラス１人」の人員に当たらない人であること。

※注　62 ページもご確認ください。

学級編成調整加配加算　【１号】

１号単価：28,290 円　月額：424,350 円
（28,290 円　×　１号認定児童 15 人）

全ての学級に専任の学級担任を配置するため、絶対必要配置職員数を満たした上で、さらに常勤の保育教諭等を１人加配するための費用を加算します。

＜加算対象となる要件＞

①絶対必要配置職員数を満たしており、その上でさらに常勤の保育教諭等を１人加配していること

②１号と２号の利用定員合計が 36 人以上 300 人以下の施設

なお、学級担任は原則常勤専任であることに留意してください。

３歳児配置改善加算　【１号　２・３号】

１号単価：7,070 円　　１号月額：35,350 円
2.3 号単価：6,880 円　2.3 号月額：151,360 円
} 186,710 円/月

（それぞれの単価　×　それぞれの区分ごとの３歳児クラスの人数）

絶対必要配置職員数を満たした上で、３歳児の配置基準を子ども２０人につき教諭１人のところを１５人につき１人で配置する場合に ３ 歳児クラスの児童に対して加算します。

＜加算対象となる要件＞

絶対必要配置職員数を満たしており、その上でさらに３歳児の配置基準を子ども２０人につき教諭１人のところを１５人につき１人で配置する。

満３歳児対応加配加算　【１号】

絶対必要配置職員数を満たした上で、２歳児クラスのうち満３歳児だけで別にクラスを作り、かつ満３歳児６人につき１人の保育教諭を配置した場合に加算されます。

※令和５年４月現在、三木市内で取得している施設はありません。

講師配置加算　【１号】

１号単価：5,780 円 月額：86,700 円 （5,780 円 × １号認定児童 15 人）

絶対必要配置職員数を満たし、他の加算に必要な必要保育教諭を配置した上で、さらに非常勤講師を配置した場合に加算されます。

＜加算対象となる要件＞

①絶対必要配置職員数を満たし、他の加算に必要な必要保育教諭を配置した上で、さらに非常勤講師を配置していること

②非常勤講師は、幼稚園教諭免許を有し、辞令を発令されていること

③１号の利用定員合計が 35 人以下もしくは 121 人以上の施設

チーム保育加配加算　【１号　２・３号】

１+２号単価：4,040 円　加配人数：２人として　月額：767,600 円

（単価　×　１・２号児童　×　加配人数）

絶対必要配置職員数を満たし、他の加算に必要な必要保育教諭を配置した上で、さらに３歳児以上の子どもに対し、副担任等学級担任以外のフリーの保育教諭を配置し、少人数でのグループ化した教育・保育を行う場合に加算します。

加算対象の児童は、３歳児クラス以上の児童（教育・保育問わず）です。

この加算は、基本単価がかなり高いため、取りたい加算の一つと思われます。ただし、他の取りたい加算について必要な常勤換算上の保育教諭数を差し引いて、常勤換算上の保育教諭数がどれだけ残るかが重要です。

例えば、加配人数の上限が２人の施設において、もし加配人数が１人だった場合、対象子ども数にもよりますが、加配人数が２人と１人の場合の差額は年間で６００万円以上になる可能性もあります。

＜加配人数の上限について（抜粋）＞

三木市内の施設においては、上限加配人数は下記のどちらかに該当します。

・１号と２号の利用定員合計が 45 人以下：１人

・１号と２号の利用定員合計が 46 人以上 150 人以下：２人

＜常勤換算人数の計算について＞

最終的に残った常勤換算上の保育教諭数の、小数点第１位を四捨五入した値が加配人数の算定対象となります。

（例）上限が２人の場合

1.4 人⇒1 人　1.5 人⇒2 人　2.2 人⇒2 人　2.5 人⇒3 人⇒2 人

通園送迎加算　【１号】

通園送迎を行う施設に対して加算します。

なお、運転手については、必ず雇用しなければならないわけではありません。職員が運転手を兼ねていても、外部委託をしていても構いません。

また、年間に必要な経費を平準化して公定価格を設定しているため、長期休業期間中も加算が適用されます。

＜加算対象となる要件＞

経費をかけて通園送迎を行っていること。

給食実施加算　【１号】

給食を実施する施設に、調理員の人件費等（外部委託費を含む）を加算します。三木市内の施設は、すべて該当します。

なお、施設内で給食を作成している場合と、外部委託している場合で、単価が変わってきます。

また、年間に必要な経費を平準化して公定価格を設定しているため、長期休業期間中も加算が適用されます。

＜加算対象となる要件＞

①給食を提供できる体制をとっていること。

＜週当たりの実施日数について＞

１号子ども全員に対し給食を提供出来る体制をとっている月あたりの日数（２０日以上の場合は２０日）を４で割って算出します。

市内施設の場合は、概ね「５日」で差し支えありません。

外部監査費加算　【１号　２・３号】

公認会計士等による外部監査を実施した施設に対して、実施に係る経費を３月分の単価に加算します。

外部監査の内容等については、幼稚園に係る私立学校振興助成法（昭和５０年法律第６１号）第１４条第３項の規定に基づく公認会計士または監査法人の監査及びこれに準ずる公認会計士または監査法人の監査と同等のものとします。

＜加算対象となる要件＞

①当年度の３月までに外部監査を実施することが確認できること

※監査報告書の作成時期が翌年度になる場合でも、監査実施契約が締結されているなど、確実に外部監査が実施できることが確認できれば、当年度の加算対象になります。

休日保育加算　【２・３号】【地域型】

日曜日、国民の祝日及び休日に保育を実施する施設に対して、休日保育の年間延べ利用子ども数の規模に応じて保育教諭等の職員を休日に確保するための経費等を加算します。

延べ利用子ども数は、例えば１人の子どもが休日保育を月に４回利用した場合は４人とカウントします。

＜加算対象となる要件＞

①休日保育を提供する年間延べ利用子ども数が１名以上であること

※他の施設を利用する子どもを休日に受入れた場合もカウントします。ただし、保育認定を受けている子どもであることが条件です。

②休日における保育教諭の配置体制を確認できること

減価償却費加算　【２・３号】【地域型】

以下の要件全てに該当する施設に加算します。なお、単価は「都市部」と「標準」がありますが、三木市は「標準」区分になります。

※賃借料加算と減価償却費加算は、取れるのはどちらか一方のみです。

＜加算対象となる要件＞

①認定こども園の用に供する建物が自己所有であること

※施設内の一部に賃貸物件がある場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の５０％以上であれば、該当扱いになります。

②建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること

③建物を整備・改修又は取得する際に、国の補助金等の交付を受けていないこと

④賃借料加算の対象でないこと

賃借料加算　【２・３号】【地域型】

以下の要件全てに該当する施設に加算します。

なお、単価は A～D の地域区分と「都市部」「標準」の人口区分がありますが、三木市は「B 地域　標準」区分になります。

※賃借料加算と減価償却費加算は、取れるのはどちらか一方のみです。

＜加算対象となる要件＞

①認定こども園の用に供する建物が賃貸物件であること

※施設内の一部に自己所有部分がある場合は、賃貸の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の５０％以上であれば、該当扱いになります。

②対象の賃貸物件に対する賃借料を支払っていること

③賃借料に係る国の補助金等の交付を受けていないこと

④減価償却費加算の対象でないこと

※減価償却費加算、賃借料加算における「都市部」とは、施設が所在する自治体の、その年の４月１日時点での人口密度が 1,000 人/㎢以上の場合に適用されます。

夜間保育加算　【２・３号】【地域型】

夜間保育を実施する施設に加算されるものです。

令和５年４月現在、三木市内に対象施設はありません。

副食費徴収免除加算　【１号　２・３号】

すべての施設が対象となります。

副食費徴収免除加算対象者については、以下のどれかに該当する子どもとなります。（他、レアケースもありますが、概ね下記が対象です）

・３歳児以上の１号認定子ども及び２号認定子どものうち、年収 360 万未満相当世帯に属する子ども
・全ての世帯のうち、きょうだいがいる場合に小学校就学前児童のみ（※１号は小学校３年生まで）を上から数えて第３子以降の子ども

＜月の給食実施日数について＞

月の給食実施日数については、副食を提供できる体制をとっている日になります。加算関係の資料に記載する日数は、「２５日」で差し支えありません。

副食費徴収免除加算に係る費用は、暫定的に毎月お支払いしている給付費には含まれておりません。年度末の精算となり、計算は市で行います。

障がい児保育加算　【地域型】

０歳児クラスなら、１人あたり年額約 84 万円
１．２歳児クラスなら、１人辺り年額約 170 万円

障がい児を受け入れている事業所において、絶対必要配置職員の中の年齢別配置基準を、下記の算式で求め、配置する場合に加算します。

具体的には、**障がい児２人につき１人の配置を行う必要があります。**

＜算式＞

$$\underbrace{\frac{\text{1・2歳児子ども数（障がい児を除く）}}{6} + \frac{\text{乳児子ども数（障がい児を除く）}}{3} + \frac{\text{障がい児数}}{2}}_{\text{小数点第1位まで計算（第2位は切捨て）}} + 1 = \underbrace{\text{配置上必要な保育士数}}_{\text{小数点以下四捨五入}}$$

＜加算対象となる要件＞

①ここでいう「障がいがある子ども」とは、障害者手帳や療育手帳を絶対に持ってないとダメ、というわけではありません。手帳を持っていればもちろん対象にはなりますが、日ごろの子どもの状況により、手帳は持っていないとしても、〇〇の理由でどうしても該当する子どもに対して加配が必要な場合など、説明できるのであれば対象に出来ます。

②「障がいがある子どもを受け入れている」とは、各月の初日において障がい児が１人以上利用していることで条件を満たせます。

加減調整部分

年齢別配置基準を下回っていたりする場合などに適用される加算です。

★主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合【１号　２・３号】

絶対必要配置職員数のうち、主幹専任化代替職員が配置されていない、または配置していても下記に記載する「子育て支援の取組み」を１号、２・３号それぞれで２個以上実施出来ていない場合に、減算の対象となります。

なお、主幹保育教諭（２・３号）の代替職員は常勤であること、主幹保育教諭（１号）の代替職員は非常勤も可です（三木市では 80ｈ/月以上）。

重要！

★子育て支援の取組み★

以下の各種事業のうち、１号、２・３号それぞれの区分において２つ以上事業を実施していることが必要です。施設機能強化推進費加算、高齢者等活躍促進加算においてもこの取組が関わってきます。

（１号）

ⅰ幼稚園型一時預かり事業

子ども・子育て支援交付金に係る同名の事業を行っている場合に要件を満たせます。ただし、月の平均対象こどもが１人以上いることが必要です。

ⅱ一般型一時預かり事業

子ども・子育て支援交付金に係る同名の事業を行っている場合に要件を満たせます。ただし、月の平均対象こどもが１人以上いることが必要です。

なお、対象児童が２号や３号認定の子どもであったとしても、施設全体でみればこの事業を行っているとみなせるので、１号としても要件を満たしていることになります。

ⅲ満３歳児に対する教育・保育の提供

満３歳児対応加配加算を取得できる場合にこの要件を満たせます。そのため、現在の市内施設においては、この要件の対象はありません。

ⅳ障がい児に対する教育・保育の提供

療育支援加算を取得できる場合は、この要件は満たしています。

なお、対象児童が２号や３号認定の子どもであったとしても、施設全体でみれば

障がい児を受け入れているとみなせるので、１号としても要件を満たしていることになります。

ⅴ継続的な小学校との連携・接続に係る取組をしている

小学校接続加算を取得できる場合は、この要件は満たしています。

（２・３号）

ⅰ延長保育事業

子ども・子育て支援交付金に係る同名の事業を行っている場合に要件を満たせます。

ⅱ一般型一時預かり事業

子ども・子育て支援交付金に係る同名の事業を行っている場合に要件を満たせます。ただし、月の平均対象こどもが１人以上いることが必要です。

ⅲ病児保育事業

子ども・子育て支援交付金に係る同名の事業を行っている場合に要件を満たせます。

ⅳ乳児が３人以上利用している施設

各月の初日において、乳児が３人以上在籍していれば要件を満たせます。

ⅴ障がい児に対する教育・保育の提供

療育支援加算を取得できる場合は、この要件は満たしています。

なお、対象児童が１号認定の子どもであったとしても、施設全体でみれば障がい児を受け入れているとみなせるので、２・３号としても要件を満たしていることになります。

年齢別配置基準を下回る場合【１号　２・３号】

絶対必要配置職員数（主幹専任化代替職員を除く）を満たしていない場合に適用されます。

これが適用される状況は、基本的に絶対必要配置職員の条件を満たせていないため、各種加算が取れない上にこの減算を受けることになります。

例えば、１号定員１５人、２・３号定員１００人、定員数＝児童数の施設で２名（常勤換算）職員が不足する場合、年間 1,100 万円程度の減算を受けることになります。

配置基準上求められる職員資格を有しない場合【１号　２・３号】

絶対必要配置職員に算定される教育・保育従事者のうち、保育士と幼稚園教諭両方の資格がない者がいる場合に適用されます。

例えば、１号定員１５人、２・３号定員１００人、定員数＝児童数の施設で２名（常勤換算）の教育・保育担当者が資格を持っていない場合、年間 750 万円程度の減算を受けることになります。

教育標準時間認定子どもの利用定員を設定しない場合【２・３号】

１号認定子どもの利用定員を設定しない施設に適用される加算です。

※１号定員を定めていても、１号認定としての利用が「０人」だった月は適用可能です。

分園の場合【２・３号】

令和５年４月現在、三木市内に対象施設はありません。

分園は、ベースとなる保育必要量単価と処遇Ｉの加算額が本園の 90%になります。

管理者を配置していない場合　【地域型】

絶対必要配置職員の中で規定している、管理者を配置していない場合に対象となります。

◎減算額について

三木市内の小規模保育事業所等（＝利用定員 19 人）の場合、児童数＝定員数の場合で年額 600 万程度の減算になります。基本分単価の中の、管理者に係る給与などの費用分が削られるイメージです。

連携施設を設定していない場合【地域型】

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日　厚生労働省令第六十一号)第６条に規定される連携施設を設定していない場合に減算の対象となります。

下記３つの条件にどれも当てはまらない場合は、この減算が適用されます。

＜連携施設であることを確認する条件＞

①合同保育の実施

⇒園庭開放でそれぞれの児童を一緒に保育するなど、共同で運動会などのイベントを行っているかどうか

②事故対応に関すること（代替保育の提供）

⇒小規模保育事業所等側の職員が、病気その他何らかの理由で保育の提供ができないときに、連携先の認定こども園等側が代わって保育の提供を行う体制を取れているか

③卒園児の受け入れに関すること

⇒小規模保育事業所等は、基本的には２歳児クラスまでしかありません。その子の３歳児クラス以降の籍について、受入の体制を取っているか

※「全員受入れが必須！」というよりは、連携先の認定こども園等があるから、どこにも行けなくなることは無いよ、という扱いになります。

◎減算額について

市内の小規模保育事業者の場合の減算月額は、各月初日の子ども数×単価で求めます。（単価は令和５年度当初単価の場合、1,290 円です。）

年間でいうと概ね 25 万円程度の減算になります。

食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合【地域型】

児童に提供する給食を、自園調理か連携施設からの搬入以外の方法で行っている場合に適用されます。

例えば、連携施設が自園調理で給食の提供を行っているのに、小規模事業所側が三木給食に直接委託している場合などは減算の対象になります。

◎減算額について

三木市内の小規模保育事業所等の場合、基本分単価・処遇改善等加算Ⅰ・夜間保育加算の単価が９％減ります。

土曜日に閉所する場合【２・３号】【地域型】

土曜日に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある施設に適用します。

開所していても保育を提供していない場合は、閉所しているものとして取り扱います。「自施設の児童に保育を提供しているか否か」が一つのポイントとなります。

なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。）又は企業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、施設を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱います。

◎減算する場合・しない場合の条件の概要

※三木市として定めているルールです。

①	国民の祝日及び休日、年末年始（12/29～1/3）	減算しない
②	施設が独自に決めた休園日が土曜日の場合 （入園のしおり等で事前に保護者に周知している場合）	減算しない
③	感染症拡大や災害等、特別な事情がある場合	後述
④	開所していても保育の提供をしていない（誰も利用者がいない）場合	減算する
⑤	開所したが当日キャンセルにより誰も利用者がいない場合	減算しない
⑥	他の特定教育・保育施設等と土曜日の共同保育を実施している場合	次ページで解説

「⑥　他の特定教育・保育施設等と土曜日の共同保育を実施している場合」の具体的な考え方

条件：施設Ａと Ｂが共同保育を実施している。
ⓐは施設Ａの在籍児童、ⓑは施設Ｂの在籍児童。

パターン１

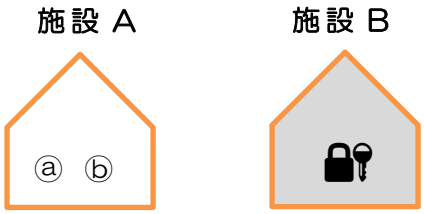

施設Ａ・Ｂ共に「減算しない」

施設Ａ・Ｂの在籍児童が土曜日に保育の提供を受けているので、どちらも開所扱いになります。

パターン２

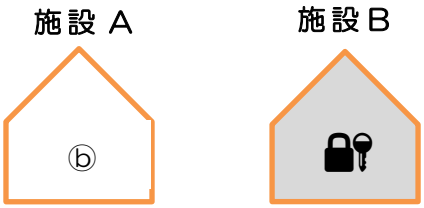

施設Ａは「減算」
施設Ｂは「減算しない」

施設Ａの在籍児童に保育を提供していないので、施設Ａは開所していたとしても閉所扱いです。
施設Ｂについては、施設Ｂの在籍児童が土曜日に保育の提供を受けているので、閉所していたとしても開所扱いになります。

施設Ａ・Ｂの関係性が、同一法人内の施設であっても、別法人の施設であってもこの取扱いは同じです。

・公定価格に関する FAQ154 の「土曜日が５日ある月の場合調整率の区分の取扱い」及び「土曜日が４日ある月でそのうち１日が祝日の場合の調整率の区分の取扱い」について

	月に１日閉所	月に２日閉所	月に３日閉所	月に４日閉所	月に５日閉所
土曜日が月５日ある月	「月に１日閉所」の区分	「月に２日閉所」の区分を適用	「月に３日以上閉所」の区分	「月に３日以上閉所」の区分	「すべて閉所」の区分
土曜日が月４日そのうち１日が祝日	「月に１日閉所」の区分	「月に２日閉所」の区分	「すべて閉所」の区分	―	―

③に記載した、「特別な事情」に当たる事項

土曜日が次の状況に該当する場合、「減算しない」とします。

ただし、この考え方は、あくまでも加算項目「土曜日に閉所する場合」の適用に係る要件であり、実際に閉所していたとしても“減算対象にならない”だけであり、実際に「開所しなくてもよい、開所してはいけない」ということではありません。

・対象となる土曜日の午前７時時点で、三木市に警報が発令されている場合

※“播磨南東部”ではなく、“三木市”に発令されている場合が対象です。

※大雨や洪水など、警報の種類は問いません。

※午前８時で警報が解除されたとしても、午前７時時点で警報が発令されていれば、減算対象にはなりません。

・地震について

地震については、震度による明確な区分はありませんが、地震により施設が一部損壊するなどの影響があり、児童を保育するにあたり危険が生じるなど、説明が可能な場合は対象外になります。

※別途証明書類の提出が必要となる場合があります。

・感染症拡大による限定保育適用期間

いわゆる令和２年４月中旬から６月末までのような期間は減算対象外です。

こちらについては、市が対象期間を決定します。

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置発令期間中が全てこれにあたるわけではありませんのでご注意ください。

・感染症発生に伴う休園措置

クラスター認定の是非は問いません。

・保育認定子どもの参加を前提とした行事の場合

運動会や音楽会、遠足、入園式や卒園式など

乗除調整部分

各認定区分において利用定員を一定以上、一定期間以上に渡って超過している場合に、基本分単価や基本加算部分に係る金額を乗除調整するものです。

定員を恒常的に超過する場合【１号　２・３号】【地域型】

１号認定区分の場合は直前の連続する２年間、２・３号認定区分の場合は直前の連続する５年間、毎月常に利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が利用定員×１２０％を超えている状態の施設に減算として適用されます。

なお、利用する子ども数の調整、もしくは定員を変更することにより、年度内の年間平均在所率が１２０％を下回るだろうと見込まれた場合は、その見直しが行われた月の翌月から減算は解除されます。

令和５年度以降適用となる減算率の考え方について

基本分単価と基本加算部分（副食費徴収免除加算を除きます）、他の加減調整部分について算定後、その認定区分に応じた減算率を掛けます。

減算率は、令和４年度までは、仮に１号定員が 15 人の施設で減算適用となった場合、その対象月に何人在籍していたとしても、25 人定員の単価より少し損するレベルでした。

令和５年度以降は、減算対象となった場合、その対象月の定員区分における在籍児童に応じた減算率を計算します。

（例）

（令和４年度まで）

3/100 地域で１号定員 15 人の認定こども園が減算対象になった場合

⇒　対象月の１号在籍児童数が何人いても減算率は６３％です。

対象となる単価合計が 10 万円の場合、63,000 円になる計算です。

（令和５年度以降）

3/100 地域で１号定員 15 人の認定こども園が減算対象になり、対象月の１号在籍児童数が４２人の場合

⇒　減算率は 42%になります。

対象となる単価合計が 10 万円の場合、42,000 円になる計算です。

↓ここから算定します。2.3 号用の表もあります。

定員を恒常的に超過する場合に係る別に定める調整率　　認定こども園（教育標準時間認定）

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	利用子ども数																
				15人まで	16人から25人まで	26人から35人まで	36人から45人まで	46人から60人まで	61人から75人まで	76人から90人まで	91人から105人まで	106人から120人まで	121人から135人まで	136人から150人まで	151人から180人まで	181人から210人まで	211人から240人まで	241人から270人まで	271人から300人まで	301人以上
3/100地域	15人まで	1号	4歳以上児		63/100	49/100	42/100	40/100	36/100	33/100	31/100	30/100	28/100	27/100	27/100	26/100	25/100	25/100	24/100	24/100
			3歳児																	
	16人から25人まで	1号	4歳以上児			78/100	67/100	64/100	57/100	52/100	50/100	47/100	45/100	43/100	43/100	41/100	40/100	39/100	39/100	38/100
			3歳児																	
	26人から35人まで	1号	4歳以上児				86/100	82/100	73/100	67/100	64/100	60/100	58/100	56/100	55/100	53/100	51/100	50/100	50/100	49/100
			3歳児																	
	36人から45人まで	1号	4歳以上児					95/100	85/100	78/100	74/100	70/100	67/100	65/100	64/100	61/100	59/100	58/100	58/100	57/100
			3歳児																	
	46人から60人まで	1号	4歳以上児						89/100	82/100	78/100	74/100	71/100	68/100	67/100	65/100	62/100	62/100	61/100	60/100
			3歳児																	
	61人から75人まで	1号	4歳以上児							92/100	87/100	83/100	80/100	77/100	76/100	73/100	70/100	69/100	68/100	68/100
			3歳児																	
	76人から90人まで	1号	4歳以上児								95/100	90/100	87/100	83/100	82/100	79/100	76/100	75/100	74/100	74/100
			3歳児																	
	91人から105人まで	1号	4歳以上児									95/100	91/100	88/100	87/100	83/100	80/100	79/100	78/100	78/100
			3歳児																	
	106人から120人まで	1号	4歳以上児										96/100	92/100	91/100	88/100	84/100	83/100	82/100	82/100
			3歳児																	
	121人から135人まで	1号	4歳以上児											96/100	95/100	91/100	88/100	87/100	86/100	85/100
			3歳児																	
	136人から150人まで	1号	4歳以上児												99/100	95/100	91/100	90/100	89/100	89/100
			3歳児																	
	151人から180人まで	1号	4歳以上児													96/100	92/100	91/100	90/100	89/100
			3歳児																	
	181人から210人まで	1号	4歳以上児														96/100	95/100	94/100	93/100
			3歳児																	
	211人から240人まで	1号	4歳以上児															99/100	98/100	97/100
			3歳児																	
	241人から270人まで	1号	4歳以上児																99/100	98/100
			3歳児																	
	271人から300人まで	1号	4歳以上児																	99/100
			3歳児																	
	301人以上	1号	4歳以上児																	
			3歳児																	

例の場合は
ココです

特定加算部分

療育支援加算　【１号　２・３号】

障がいがある子どもを受け入れている施設で、主幹保育教諭等を補助する者を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取組む場合に加算します。

重要な取り組みなのに、単価はとても低いです。

＜加算対象となる要件＞

①ここでいう「障がいがある子ども」とは、障害者手帳や療育手帳を絶対に持ってないとダメ、というわけではありません。手帳を持っていればもちろん対象にはなりますが、日ごろの子どもの状況により、手帳は持っていないとしても、〇〇の理由でどうしても該当する子どもに対して加配が必要な場合など、説明できるのであれば対象に出来ます。

②障がいがある子どものうち、特別児童扶養手当支給対象の子どもがいる場合は、加算額は「A」になります。いない場合は「B」になります。

③「障がいがある子どもを受け入れている」とは、各月の初日において障がい児が１人以上利用していることで条件を満たせます。

④「主幹保育教諭等を補助する者」は、非常勤教諭でも OK です。また、保育士や幼稚園教諭資格有無は問いません。ただし、誰がそのポジションにいるのかを決めておく必要があります。

なお、これに該当する人は、職員数の換算対象にはなりません。

事務職員配置加算　【１号】

施設全体の利用定員合計が 91 人以上の施設が、絶対必要配置職員で必要な事務職員及び非常勤事務職員を配置したうえで、さらに非常勤事務職員を配置する場合に加算されます。

事務職員は、絶対必要配置職員（基本配置）としての園長等の兼務は可能ですが、**この加算の取得のための事務職員は、配置が必要で、兼務不可です。**例えばフリーの保育教諭を事務職員として配置する場合は、その職員は年齢別配置基準の必要保育教諭の職員数換算対象から外れます。

指導充実加配加算　【１号】

１号と２号の利用定員合計が 271 人以上の施設であることが条件の一つなので、市内にはこの加算を取得できる施設はありません。

事務負担対応加配加算　【１号】

施設全体の利用定員が 271 人以上の施設であることが条件の一つなので、市内にはこの加算を取得できる施設はありません。

冷暖房費加算　【１号　２・３号】【地域型】

夏季や冬期における冷暖房費に係る経費について、施設が所在する地域に応じて加算されるものです。

全施設が対象となります。三木市の地域区分は「その他地域」になります。

※「国家公務員の寒冷地手当に関する法律」に基づく地域区分となります。

施設関係者評価加算　【１号　２・３号】

施設に関する評価を実施し、その結果を公表し情報提供をするとともに、公開教育や保護者一園長等との意見交換会などを実施する場合に加算対象となります。

＜加算取得に必要な評価＞

①認定こども園法施行規則２３条の規定による評価（自己評価）

②認定こども園法施行規則２４条の規定による評価

施設職員を除く、施設に関係する者（保護者や地域関係者など）による評価（施設関係者評価）

◎加算取得の際に必要となる資料

・各評価の実施状況が分かる資料（評価報告書など）

・公開保育等の実施状況が分かる資料

※評価の実施時期等の都合により、公表がどうしても翌年度になってしまう場合でも、各評価が確実に行われていることを証明できる資料を提出している場合は、加算の対象になります。

除雪費加算　【１号　２・３号】【地域型】

豪雪地帯に所在する施設に対して、除雪費用に掛かる経費を３月分の単価に加算するものです。三木市は対象にはなりません。

※「豪雪地帯特別措置法」の規定に基づく地域区分になります。

降灰除去費加算　【１号　２・３号】【地域型】

火山のふもとなど、降灰防除地域に所在する施設に対し、対応費用に掛かる経費を３月分の単価に加算するものです。三木市は対象にはなりません。

※「活動火山対策特別措置法」の規定に基づく地域区分になります。

★高齢者等活躍促進加算　【２・３号】

高齢者等（※）を一定の雇用条件のもとで雇用し、かつ下記に記載する「子育て支援の取組み」を２つ以上実施している場合に３月分の単価に加算するものです。

※名前こそ「高齢者」が入っていますが、対象となるのは下記に示す通り、高齢者だけではありません。

＜対象者の範囲について＞

①加算当年度の４月１日現在、もしくは年度途中で雇用する場合は雇用初日時点で**満６０歳以上**の人

②身体障害者・知的障害者・精神障害者

※障害者手帳や療育手帳・判定書など、証明できる資料を所持している人

③ひとり親に該当する人

※母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦（ひとり親）など

＜対象者の雇用条件について＞

①対象者を、絶対必要配置職員以外に非常勤職員(※)として雇用すること

※１日６時間未満または月２０日未満勤務であること

②対象者全員の年度中の累積年間総雇用時間が４００時間以上見込まれること。**ここの総雇用時間が、４００時間以上⇒８００時間以上⇒１２００時間以上のラインで、加算額が変わります。**

③業務内容は、利用する子どもの話し相手や身の回りの世話、施設清掃等、その人に合った業務を割り当ててもらうこと

④特定就職困難者雇用開発助成金の対象施設の場合は、その助成金の対象者はこの加算対象にはできません。

★子育て支援の取組み★

以下の各種事業のうち、２つ以上事業を実施していることが必要です。

各事業の条件は、「主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合」の子育て支援の取組みと“ほぼ”同じです。

ⅰ延長保育事業

ⅱ一般型一時預かり事業

ⅲ病児保育事業

ⅳ乳児が３人以上利用している施設

ⅴ障がい児に対する教育・保育の提供

★施設機能強化推進費加算【１号　２・３号】【地域型】

防災に関する取組を実施していて、かつ下記に記載する「子育て支援の取組み」を２つ以上実施している場合に３月分の単価に加算するものです。

＜防災に関する取組に必要な条件＞

①地域との防災支援の協力体制づくりや、合同避難訓練等を実施している

②取組に必要となる経費総額が、１６万円以上見込まれること。

（防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含みません。）

イメージ的には、防災に必要そうな消耗品（備蓄食料等）や、いざというときにあると助かる備品の購入費用等が該当します。

よくある質問！

AED 設置に係る費用は対象に出来るの？

⇒可能です。

買取の費用、リース費用、パッドやバッテリーの交換費用、AED のための訓練用品（マネキン等）が可能です。ただし、リースの場合、返却時に返金される保証金の類は対象外になります。なお、大前提として、加算を適用したい年度に施設がその費用を支払っていることが条件になります。

★子育て支援の取組み★

以下の各種事業のうち、２つ以上事業を実施していることが必要です。

各事業の条件は、「主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合」の子育て支援の取組みと“ほぼ”同じです。

ⅰ延長保育事業
ⅱ幼稚園型一時預かり事業
ⅲ一般型一時預かり事業
ⅳ病児保育事業
ⅴ満３歳児に対する教育・保育の提供（１号認定満３歳児のみ）
ⅵ乳児が３人以上利用している施設
ⅶ障がい児に対する教育・保育の提供

小学校接続加算　【１号　２・３号】

小学校との連携や接続に関する取組を行っている施設に３月のみ加算されます。

それぞれの施設は、必ずどこかの小学校の校区内に設置されています。その小学校に対し、在籍する子どもが円滑に小学校に入学できるような取り組みをしていれば、加算の対象となります。

＜加算対象となる要件＞

①小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にしていること。
②授業や行事、研修会等、小学校や教職員との交流事業を行っていること。
③小学校との接続を見越した教育課程や保育課程を編成していること。

基本的には調書に担当者や計画等を記載しますが、交流計画については、別にまとめたものがある場合はそれを提出し、計画部分の記載を省略することも可能です。

栄養管理加算　【２・３号】【地域型】

栄養士を活用して、継続的に食事の提供に関する継続的な指導を受ける施設に加算します。ここの加算でいう「栄養士」を、どういう配置にしているかにより、加算額が変わってきます。

＜継続的な指導の内容（すべてを行っていること）＞

・献立作成（施設への指導や助言を含みます）
・アレルギー・アトピー等への対応（施設への指導や助言を含みます）
・食育活動の実施等（活動内容の報告が必要です）

＜栄養士の要件＞

（ア）配置：絶対必要配置職員もしくは他の加算に当たって求められる職員とは別に、さらに栄養士を施設が雇用している場合
（イ）兼務：絶対必要配置職員もしくは他の加算に当たって求められる職員が、栄養士としてのこの加算における業務を兼務している場合
（ウ）嘱託：（ア）と（イ）に該当しない場合で、この加算に係る業務を外部委託にて依頼している場合等

こんな場合はどうなる？

①施設が栄養士を派遣契約により配置する場合は？
　⇒この場合の派遣契約は、「雇用契約等」に該当するので、「(ア)配置」になります。ただし、「(イ)兼務」に該当する場合は「(イ)兼務」です。
②法人本部で雇用した場合は？
　⇒「(ア)配置」になります。
　　ただし、「(イ)兼務」に該当する場合は「(イ)兼務」です。
③栄養管理業務そのものを外部委託する場合は？
　⇒栄養士としての業務を委託しているので、「(ウ)嘱託」になります。

第三者評価受審加算　【１号　２・３号】【地域型】

一定のガイドラインに沿って、第三者評価を受審し、その結果を公表し情報提供をする場合に加算対象となり３月のみ加算されます。
　＜加算取得に必要な条件＞
①「幼稚園における学校評価ガイドライン」や「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」などに沿った第三者評価であること
②市町村が認める第三者評価機関（または評価者）が評価を行うこと

◎加算取得の際に必要となる資料
・市が規定する調書「第三者評価受審加算」
・各評価の実施状況が分かる資料（評価報告書など）
・公開保育等の実施状況が分かる資料
※評価の実施時期や契約等の都合により、公表がどうしても翌年度になってしまう場合でも、各評価が確実に行われていることを証明できる資料を提出している場合は、加算の対象になります。
　なお、公表に関する資料も提出する必要があります。

要注意！

　第三者評価の受審は、５年に１度を想定されていることから、この加算については、５年に１度しか取れません。

第４章
処遇改善等加算
について

「処遇改善」ってなに？

言葉の意味そのままで言うと、

「立場に見合ったふさわしい評価を得られるよう改善する」

ということです。

職場環境向上などもありますが、「給付」の世界でできることを端的に言えば、

「給与アップ」

ということになります。

処遇改善等加算ができた目的は、「保育士不足の解消」です。

待機児童問題が表面化してから、日本全国で施設は一気に増えました。ただ、施設をいくら増やそうと、毎年保育士になる学生の数を増やすのは不可能です。結果、慢性的な保育士不足になりました。

そこで、新卒の確保の他に、保育士資格があっても保育士として働いていない人（＝休眠保育士や潜在保育士）の掘り起こしを狙うことになりました。

なぜ保育士資格を取ったのになぜ他業界に就職する人が多いのか？そこでよく言われたのが、「保育士は給与が低い。エッセンシャルワーカーの中でも低い。それどころか全業種の中でも低い」ということでした。

実際、全職種の平均賃金と保育士の平均賃金には差があります。

この差を無くそう！ということで、処遇改善等加算が導入されました。

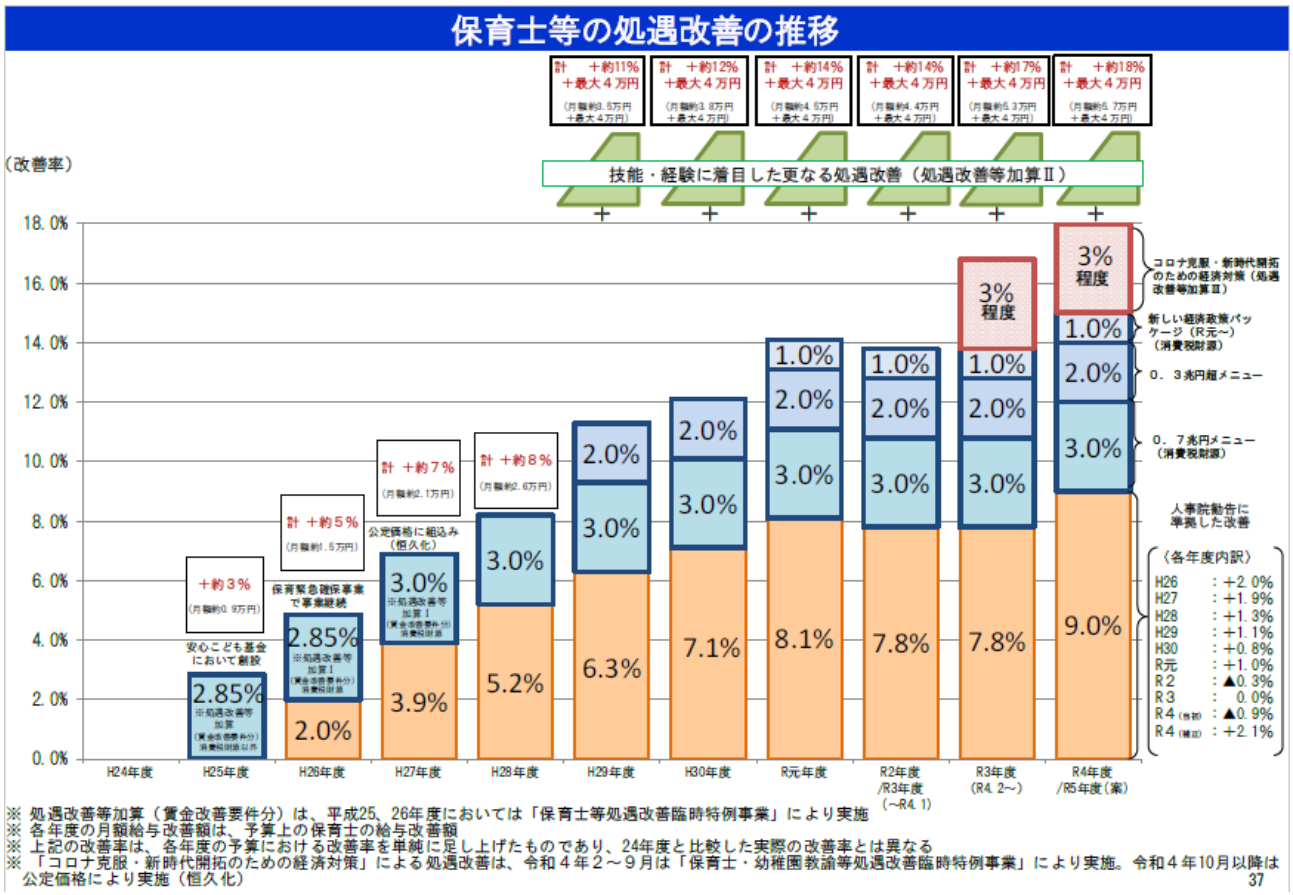

子ども・子育て会議資料より

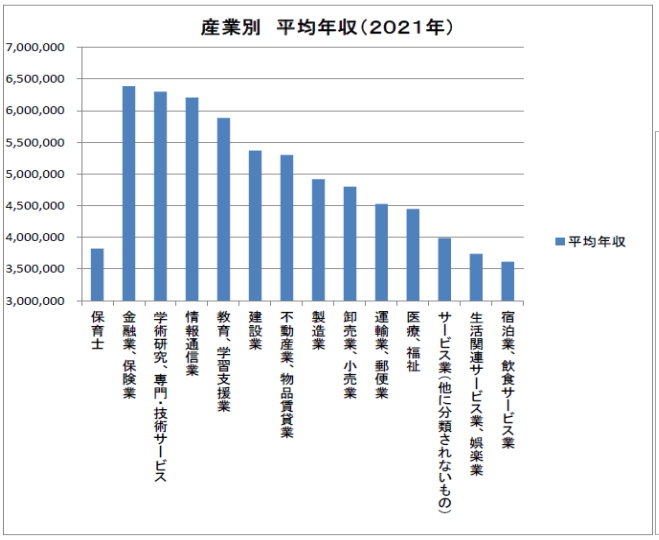

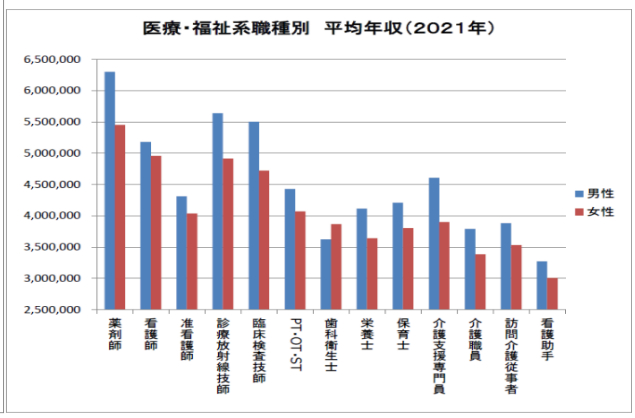

賃金構造基本統計調査・一般職業紹介状況（職業安定業務統計）より

役職者を除く全産業平均年収：440 万円

保育士の平均年収：382 万円

処遇改善等加算Ⅰ

施設に勤務する職員の平均経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップに関する取組を元に算定された**加算率**のことを言います。

＜処遇改善等加算Ⅰのイメージ図＞

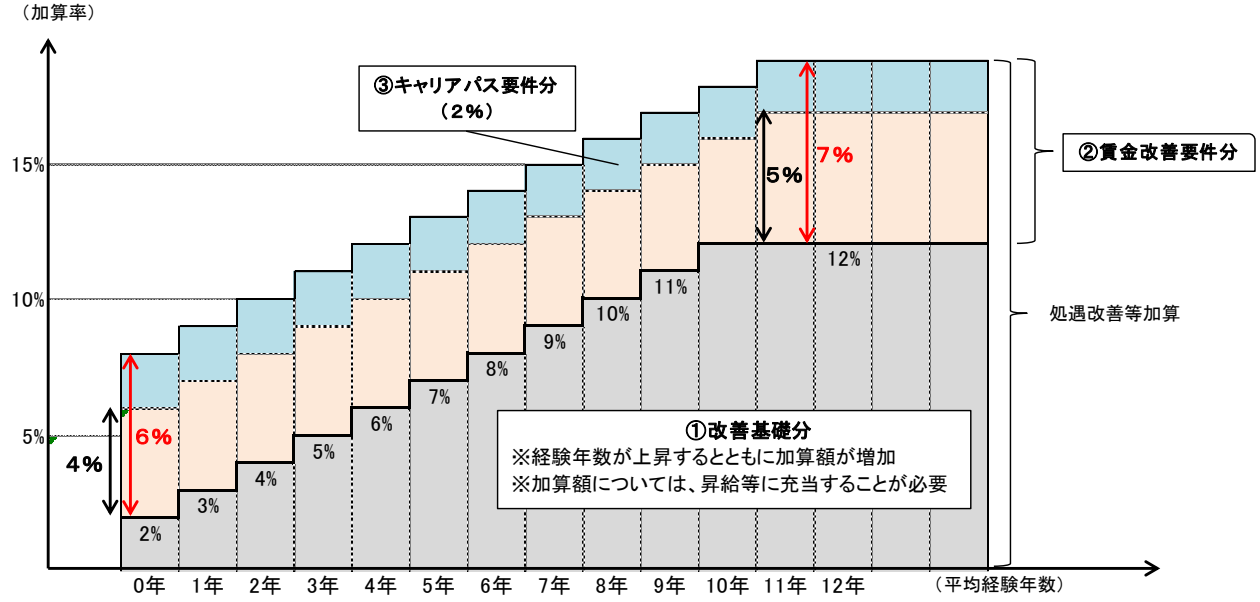

職員１人当たりの平均経験年数	加算率		
	①改善基礎分	②賃金改善要件分	③うちキャリアパス要件分
11年以上	12%	7%	2%
10年以上　11年未満	12%	6%	
9年以上　10年未満	11%		
8年以上　9年未満	10%		
7年以上　8年未満	9%		
6年以上　7年未満	8%		
5年以上　6年未満	7%		
4年以上　5年未満	6%		
3年以上　4年未満	5%		
2年以上　3年未満	4%		
1年以上　2年未満	3%		
1年未満	2%		

①改善基礎分

基礎分は、職員の平均経験年数の上昇に応じた、昇給に関する費用を想定した部分です。
算定対象職員の平均経験年数を基に算定したパーセンテージとなります。

ⅰ算定対象職員について
基礎分の算定に係る対象職員は、対象年度の４月１日時点で所属する、

・すべての常勤職員

・１日６時間以上かつ月 20 日以上勤務する非常勤職員

つまり、どんな雇用形態であったとしても、

１日６時間以上かつ月２０日以上、当該施設に勤務している人

は、算定対象とみなして計算します。逆に、

・１日６時間未満または月 20 日未満勤務の非常勤職員
・産休、育休、病休の職員に変わる代替職員
・補助事業担当の専任職員（人件費が一時預かり等の補助事業の補助対象経費になる職員）

は算定の対象外となります。

ⅱ平均経験年数の算定対象
現在勤務する施設等の他に、以下の施設での経験年数も合算します。
・教育・保育施設、地域型保育事業所
・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校
・社会福祉事業を行う施設・事業所
・児童相談所における児童を一時保護する施設
・認可外保育施設
・病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、
助産所（保健師、看護師又は准看護師に限ります。）
※常勤及び非常勤（１日６時間以上かつ月 20 日以上）勤務していた期間を算定します。平成 10 年３月 31 日以前の勤務では、賃金が月額で決定され、支給されていたことが条件です。

※注意

この算定対象職員は、あくまでも基礎分のパーセンテージを出すためのものです。賃金改善の対象職員とは異なります。

②賃金改善要件分

賃金改善要件分は、職員の賃金の改善やキャリアパスの構築の取組に関する費用を想定しています。

①で算出された平均勤続年数を元に決めます。11 年未満であれば６％、11 年以上であれば７％になります。

また、この要件を受けるには、賃金改善計画を作成して、実際に職員の賃金改善を行う必要があります。

計画書は、４月１日時点で施設に所属する「全職員」が、もし基準年度（基本的には前年度）の４月１日に存在したとして、全職員の支払賃金の合計が、基準年度（基本的には前年度）と比較して、今年度は減額していないことを確認するものになります。

要は、施設の給与規定は前年度と比較して下がっていませんよね？ということを確認するものになります。

③キャリアパス要件

キャリアアップの取組をしていない場合もしくは処遇改善等加算Ⅱの認定を受けていない場合に、②で算出した賃金改善要件分から２％減算されます。

加算額の算定方法

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分 ⑤ 保育標準時間認定 基本分単価 ⑥		保育必要量区分 ⑤ 保育短時間認定 基本分単価 ⑥			処遇改善等加算Ⅰ 保育標準時間認定 ⑦			処遇改善等加算Ⅰ 保育短時間認定 ⑦			3歳児配置改善加算 ⑧			チーム保育加配加算 ※1号・2号の利用定員合計に応じて2号利用子どもの単価に加算 ⑪			
					（注１）		（注１）			（注１）			（注１）			処遇改善等加算Ⅰ			処遇改善等加算Ⅰ		
3/100 地域	91人から100人まで	2号	4歳以上児	36,290	(43,010)	31,700	(38,420)	+	340	(400)	×加算率	290	(350)	×加算率	+ (6,720)	(60×加算率)					
			3歳児	43,010	(98,010)	38,420	(93,420)	+	400	(860)	×加算率	350	(820)	×加算率	+ 6,720	60×加算率		121人～135人 3,080×加配人数	+	30×加算率×加配人数	+
		3号	1、2歳児	98,010	(165,230)	93,420	(160,640)	+	860	(1,530)	×加算率	820	(1,490)	×加算率							
			乳児	165,230		160,640		+	1,530		×加算率	1,490		×加算率							
	101人から110人まで	2号	4歳以上児	34,470	(41,190)	30,300	(37,020)	+	320	(380)	×加算率	280	(340)	×加算率	+ (6,720)	(60×加算率)					
			3歳児	41,190	(96,190)	37,020	(92,020)	+	380	(840)	×加算率	340	(800)	×加算率	+ 6,720	60×加算率		136人～150人 2,770×加配人数	+	20×加算率×加配人数	+
		3号	1、2歳児	96,190	(163,410)	92,020	(159,240)	+	840	(1,510)	×加算率	800	(1,470)	×加算率							
			乳児	163,410		159,240		+	1,510		×加算率	1,470		×加算率							

処遇改善等加算Ⅰは、「基本分単価」や「職員配置に係る加算」に、処遇改善等加算Ⅰの金額が加算率に応じて上乗せされる形になります。改善基礎分はベースアップに、賃金改善要件分は処遇改善に充てます。

なお、賃金改善要件分については、処遇改善等加算Ⅰの計画書において別途算定

する必要があります。そのため、ここで得た賃金改善要件分の加算額は、確実に職員の賃金改善に充てる必要があります。

加算対象の職員

すべての職員（常勤・非常勤問わず）が対象です。

処遇改善等加算Ⅱ

処遇改善等加算Ⅱは、副主幹保育教諭や専門リーダーなど、その人それぞれが持つ経験や技能によってあてられた職位に応じて賃金改善を行うことにより、キャリアアップの道筋を作る取組を行うための人件費に対して加算するものです。

そのため、この加算で算出した加算額については、**必ず人件費として賃金改善に充てることが必要です。**また、どの職員に、どれだけの賃金改善を行うのかを具体的に示す必要があります。もちろん対象の職員にも「あなたの処遇改善額は〇〇円ですよ」ということを示す必要があります。

●研修修了要件について

研修修了要件の詳細は、別冊テキスト「処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件について」をご確認ください。

◎大まかな流れ

①施設の平均年齢別児童数を算出します。
②施設として取得する加算を決めます。
③平均年齢別児童数及び取得加算を元に処遇Ⅱの加算算定対象人数を算出します。
④③で算出した人数を元に、「人数 A」「人数 B」を算出します。
⑤「人数 A」「人数 B」を元に、加算見込額を算出します。
⑥加算見込額以上の処遇改善を行う計画を立てます。

“処遇改善等加算Ⅱを認定する”とは、
④で算出する「人数 A」「人数 B」を認定することです。

◎平均年齢別児童数とは

年齢区分ごとに、在籍している児童数の年間平均を取ったものです。この児童数は、３つの方法で求めることができます。どのやり方で算出しても OK です。

①前年の増え方を元にした年間伸び率を元に各月の児童数を求め、平均児童数を算出する。
②前年の増え方が特殊で、４月の児童数を元に単純に①のやり方で求めると、実態にそぐわない場合は、手計算にて行うことも可能です。
③４月初日現在の児童数を平均年齢別児童数とする

※③のやり方は計算いらずで簡単ですが、年度途中の児童数が増えることが見込まれる場合は加算額が低くなります。

◎加算算定対象人数とは

国から通知される処遇改善等加算に関する取扱い文書に記載された、

「これだけの子どもを預かるなら、これくらいの職員は必要ですよね。そして、この加算を取る（こういう保育のやり方をする）ならこれくらいの人員は必要ですよね」という**計算上の数字**です。

　これを積み上げると、「施設には、これだけの職員数が必要ですよね」という数字になります。これが加算算定対象人数です。

この人数が、「人数 A」「人数 B」を求めるために必要な人数になります。様式「処遇Ⅱ　加算対象職員数計算表」を用います。

　平均年齢別児童数、利用定員、そして各種加算に割り当てられた算定上の職員数を元に計算します。小数点以下は四捨五入します。

加算に割り当てられる算定上の職員数は、毎年細かいところで変わる可能性があるため、平均年齢別児童数や取得する加算が全く同じであっても、人数 A・B が変わってくる場合があります。

認定こども園	以下のａ～ｎの合計に、定員 90 人以下の場合は 1.4、定員 91 人以上の場合は 2.2 を加え、ｏ～ｑの合計を減じて得た人数 a　年齢別配置基準による職員数　次の算式により算出する数 〔４歳以上児数×1/30（小数点第２位以下切り捨て）〕＋〔３歳児及び満３歳児数×1/20（同）〕＋〔１，２歳児数（保育認定子どもに限る。）×1/6（同）〕＋〔乳児数×1/3（同）〕（小数点第１位以下四捨五入） ※１　３歳児配置改善加算を受けている場合 〔３歳児及び満３歳児数×1/20（同）〕を〔３歳児及び満３歳児数×1/15（同）〕に置き換えて算出 ※２　満３歳児対応加配加算を受けている場合 ｉ）３歳児配置改善加算を受けていない場合 〔３歳児及び満３歳児数×1/20（同）〕を〔３歳児数（満３歳児を除く）×1/20（同）〕＋〔満３歳児数×1/6（同）〕に置き換えて算出 ii）３歳児配置改善加算を受けている場合 〔３歳児及び満３歳児数×1/20（同）〕を〔３歳児数（満３歳児を除く）×1/15（同）〕＋〔満３歳児数×1/6（同）〕に置き換えて算出 b　休けい保育教諭　2・3 号定員 90 人以下の場合は１、91 人以上の場合は 0.8 c　調理員　2・3 号定員 40 人以下の場合は１、41～150 人の場合は２、151 人以上の場合は３ d　保育標準時間認定の子どもがいる場合　1.4 e　学級編制調整加配加算を受けている場合　1 f　講師配置加算を受けている場合　0.8 g　チーム保育加配加算を受けている場合　算定上の加配人数 h　通園送迎加算を受けている場合　1 号定員 150 人以下の場合は 0.8、151 人以上の場合は 1.5 i　給食実施加算（自園調理に限る。令和２年度に限り、外部搬入を含む。）を受けている場合　1 号定員 150 人以下の場合は２（外部搬入は１）、151 人以上の場合は３（外部搬入は 1.5） j　休日保育加算を受けている場合　0.5 k　事務職員配置加算を受けている場合　0.8 l　指導充実加配加算を受けている場合　0.8 m　事務負担対応加配加算を受けている場合　0.8 n　栄養管理加算（Ａ：配置）を受けている場合　0.6 o　副園長・教頭配置加算を受けている場合　1 p　主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合であって代替保育教諭等を配置していない場合　配置していない人数（必要代替保育教諭等数－配置代替保育教諭等数） q　年齢別配置基準を下回る場合　下回る人数（必要保育教諭等数－配置保育教諭等数）

様式「処遇Ⅱ　加算対象職員数計算表」の法的根拠はコレです。

◎加算見込額の計算方法

加算算定対象人数を求めたら、次は「人数 A」「人数 B」を求めます。

★そもそも「人数 A」「人数 B」って何なのか？

あくまでイメージですが、

「人数 A」
⇒園長・主幹保育教諭を除く、施設の中核を担う職員数。
国は概ね全職員の３分の１くらいを想定しているようです。

「人数 B」
⇒中核を担う職員ではないが、キャリアを積み、何かしらの業務を任されている職員数。
国は概ね全職員の５分の１くらいを想定しているようです。

結果、下記のやり方で「人数 A」「人数 B」を求めます。

★「人数 A」「人数 B」の求め方

「人数 A」：加算算定対象人数　÷　３　（小数点以下四捨五入）
「人数 B」：加算算定対象人数　÷　５　（小数点以下四捨五入）

例：加算算定対象人数が２６人の場合
「人数 A」：２６　÷　３　＝　８．６６６…　⇒　９人
「人数 B」：２６　÷　５　＝　５．２　⇒　５人
となります。

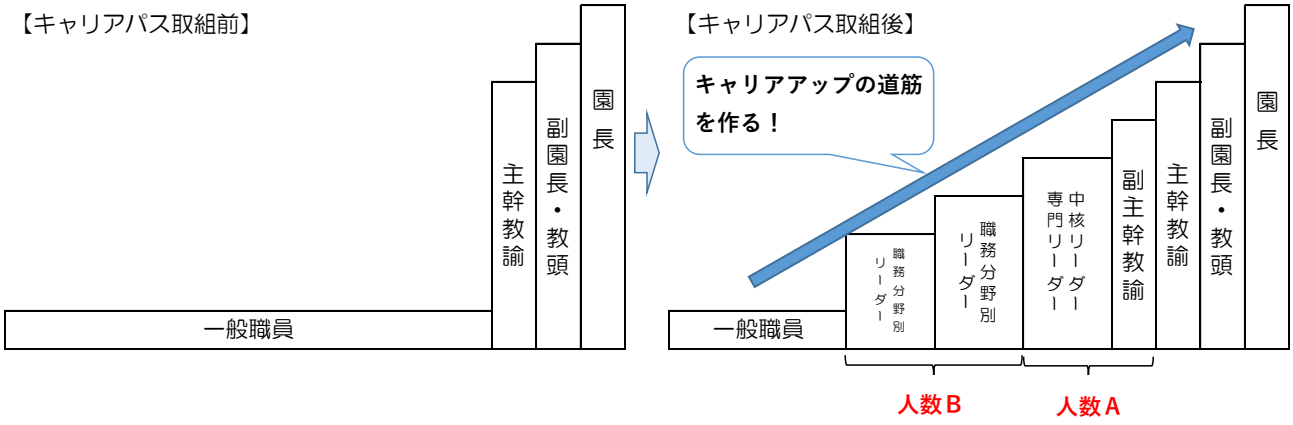

★加算見込額の算出について

人数Ａ・Ｂを求めたら、次は加算見込額を算出します。国から示される公定価格告示による加算単価を元に計算します。

認定こども園については、本来は１号、２・３号それぞれで加算見込額を求め、それぞれ２分の１したものを足し合わせる形となっていますが、事実上単純に加算単価×人数で求められるので、そのやり方で説明します。

人数Ａに係る加算見込額

加算単価×人数Ａ×改善実施期間の月数　（千円未満切り捨て）

人数Ｂに係る加算見込額

加算単価×人数Ｂ×改善実施期間の月数　（千円未満切り捨て）

※改善実施期間の月数は基本的に１２カ月で考えてOKです。

（例）

令和５年度の認定こども園の単価：Ａ 50,140円　Ｂ 6,270円

「人数Ａ」：９人　「人数Ｂ」：５人　の場合

人数Ａに係る加算見込額

50,140×９×１２＝5,415,120　⇒　5,415,000円

人数Ｂに係る加算見込額

6,270×５×１２＝376,200　⇒　376,000円

⇒加算見込額：5,415,000＋376,000＝5,791,000円

になります。

※「人数Ａ」に係る加算見込額と、「人数Ｂ」に係る加算見込額を、それぞれ千円未満の切り捨てを行ってから足し合わせてください。

【副園長・教頭配置加算を取得している場合の考え方について】

副園長・教頭配置加算そのものは、１号認定子どもに係る単純な加算の一つですが、処遇改善等加算Ⅱにおいては少し特殊な動きをする加算です。

この加算を取得している場合、処遇改善等加算Ⅱの算定対象職員数を求める際に、1.0 人減らす処理を行います。右表の「o」の欄に記載されています。項目「p」「q」も減らす処理を行う項目です。これらはそもそもが減算の項目であるため、違和感はないと思いますが、「o 副園長・教頭配置加算を取得している場合」が加算項目なのになぜ 1.0 人「減らす」処理になるのか。

これは、そもそも処遇改善等加算Ⅱがキャリアパスの取組によって行われる処遇改善のためのお金であり、元々存在した園長・副園長＆教頭・主任教諭への配分が想定されていないためです。

そのため、**「施設には、これだけの職員数が必要ですよね」**という考えのもと算定された職員数から、副園長・教頭分を差し引く計算を行っています。

認定こども園	以下のａ～ｎの合計に、定員 90 人以下の場合は 1.4、定員 91 人以上の場合は 2.2 を加え、ｏ～ｑの合計を減じて得た人数 ａ　年齢別配置基準による職員数　次の算式により算出する数 ｛４歳以上児数×1/30（小数点第２位以下切り捨て）｝＋｛３歳児及び満３歳児数×1/20（同）｝＋｛１，２歳児数（保育認定子どもに限る。）×1/6（同）｝＋｛乳児数×1/3（同）｝（小数点第１位以下四捨五入） ※１　３歳児配置改善加算を受けている場合 ｛３歳児及び満３歳児数×1/20（同）｝を｛３歳児及び満３歳児数×1/15（同）｝に置き換えて算出 ※２　満３歳児対応加配加算を受けている場合 ｉ）３歳児配置改善加算を受けていない場合 ｛３歳児及び満３歳児数×1/20（同）｝を｛３歳児数（満３歳児を除く）×1/20（同）｝＋｛満３歳児数×1/6（同）｝に置き換えて算出 ⅱ）３歳児配置改善加算を受けている場合 ｛３歳児及び満３歳児数×1/20（同）｝を｛３歳児数（満３歳児を除く）×1/15（同）｝＋｛満３歳児数×1/6（同）｝に置き換えて算出 ｂ　休けい保育教諭　２・３号定員 90 人以下の場合は１、91 人以上の場合は 0.8 ｃ　調理員　２・３号定員 40 人以下の場合は１、41～150 人の場合は２、151 人以上の場合は３ ｄ　保育標準時間認定の子どもがいる場合　1.4 ｅ　学級編制調整加配加算を受けている場合　1 ｆ　講師配置加算を受けている場合　0.8 ｇ　チーム保育加配加算を受けている場合　算定上の加配人数 ｈ　通園送迎加算を受けている場合　１号定員 150 人以下の場合は 0.8、151 人以上の場合は 1.5 ｉ　給食実施加算（自園調理に限る。令和２年度に限り、外部搬入を含む。）を受けている場合　１号定員 150 人以下の場合は２（外部搬入は１）、151 人以上の場合は３（外部搬入は 1.5） ｊ　休日保育加算を受けている場合　0.5 ｋ　事務職員配置加算を受けている場合　0.8 ｌ　指導充実加配加算を受けている場合　0.8 ｍ　事務負担対応加配加算を受けている場合　0.8 ｎ　栄養管理加算（Ａ：配置）を受けている場合　0.6 ｏ　副園長・教頭配置加算を受けている場合　1 ｐ　主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合であって代替保育教諭等を配置していない場合　配置していない人数（必要代替保育教諭等数－配置代替保育教諭等数） ｑ　年齢別配置基準を下回る場合　下回る人数（必要保育教諭等数－配置保育教諭等数）

その結果、加算は取れたが、処遇改善等加算Ⅱについては、四捨五入の関係で人数Ａ・Ｂが減少してしまうこともありますので注意が必要です。

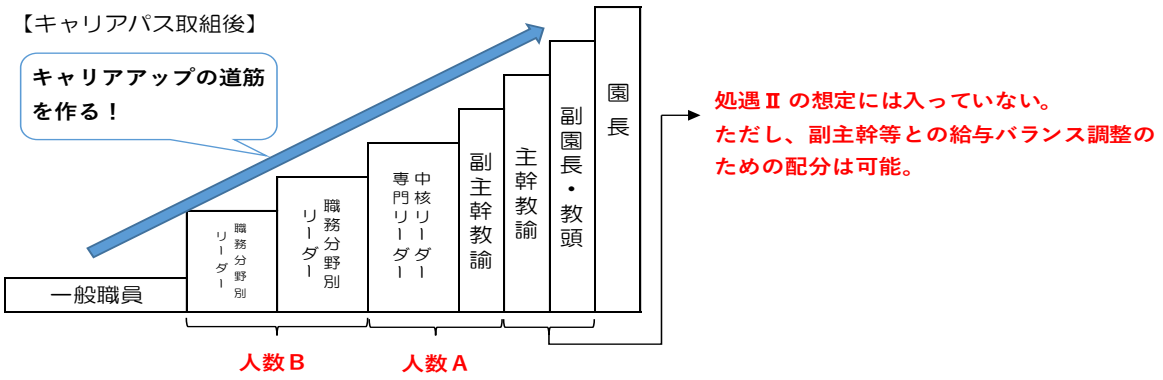

●配分方法

この加算で算出した加算額は、全て職員の処遇改善に充てる必要があります。処遇改善計画は、処遇Ⅱのルールに基づいた賃金改善を加算見込額以上に行う計画である必要があります。

★対象職員について

園長と主幹保育教諭(※)を除く、すべての職員を対象にできます。保育教諭でなくても、調理員や栄養士、事務員でもOKです。ただし、令和５年度以降は、一定の研修を修了することが段階的に必修化されます。

★副主任保育士等への賃金改善について

副主幹保育教諭や専門リーダーなど、施設の中核を担う職員に対して行う配分です。

①月額 40,000 円の賃金改善を行う職員を１人以上確保すること。

②１人以上に対し、配分を行うこと。

※全員が４万円でもOKです。（主幹保育教諭を除く）
※副主幹保育教諭は２名以上いるはずですので、実質２人以上の配分は必要です。
※主幹保育教諭への配分は基本的には認められていませんが、処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱによる配分の結果、副主幹保育教諭が主幹保育教諭の給与を上回ってしまうなど、各施設の給与水準バランスが崩れてしまう場合には、主幹保育教諭への処遇Ⅱの配分をすることができます。ただし、その金額は月額職務分野別リーダーの賃金改善グループの最高額より多く、39,999 円以下でないといけません。

★職務分野別リーダー等への賃金改善について

注意！

障がい児保育リーダーや保護者支援リーダーなどの職員に対して行う配分です。

①下限は月額 5,000 円以上、上限は副主任保育士等の賃金改善グループの最低額未満であること

②「人数 B」以上の人数に配分を行うこと。

◎配分の際に気を付けること

・副主幹保育教諭、主幹保育教諭（必要な場合）は必ず副主任保育士等への賃金改善グループに入ります。

他の職員については、肩書も大きな基準の一つですが、施設運営の中核を担う職員であるかも重要な要素となります。

・４万円を超える配分は出来ません。

・当年度の加算額は毎月の給与でのみ支給できます。賞与にのせることはできません。※前年度残額分を支給する場合はこの限りではありません。

・「幼児教育リーダー」や「乳児保育リーダー」の呼称は元々保育所において、キャリアアップ研修の該当項目を受講した場合にあてる呼称です。もし認定こども園において、複数の一部受講等により処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件を達成している人がいた場合は、「若手リーダー」の辞令が適切です（義務ではありません）。

・処遇改善等加算Ⅱは、誰に、いくら改善するのかを特定できるようにしておく必要があります。また、その人が研修修了要件を満たしているかも確認しておく必要があります。計画書と研修修了要件確認用の様式に記載する職種等は合わせておくようにしてください。

・延長保育や放課後児童クラブなど、**通常保育とは別の事業に専従する職員は、対象にすることは出来ません。（兼務は OK です）**

・国からの資料で、処遇改善Ⅱの要件に「概ね７年以上」や「概ね３年以上」などの記載がありますが、これはあくまで目安ですので、施設の判断で柔軟に対象とすることができます。ただ、その職員が対象となるキャリアを積めていることを説明できる必要があります。

・職種の名前については、特に法的な取り決めはありませんが、「主幹保育教諭」と「副主幹保育教諭」だけは、固定とさせていただけると、計画書の確認がスムーズに行えますので、ご対応をお願いできればと思います。
（これは市からのお願いです）

処遇改善等加算Ⅲ

処遇改善等加算Ⅲは、令和４年 10 月から追加されることになった新たな加算項目です。前身は、「処遇改善臨時特例事業補助金」です。

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、令和４年２月から実施している処遇改善臨時特例事業補助金（３％程度（9,000 円）の処遇改善）について、令和４年 10 月から公定価格で措置するために「処遇改善等加算Ⅲ」に生まれ変わりました。

ここで得たすべての金額は、必ず職員の処遇改善に充てる必要があり、誰に、いくら払うのかを決める必要があります（義務です）。

また、**常勤換算**で 9,000 円/月を各対象職員に支払う処遇改善計画である必要があります（努力義務です）。

●「常勤換算で 9,000 円/月」の考え方

よく出てくる表現です。この計算のために、常勤換算値を求める必要があります。

その人の月間労働時間 ÷ その施設の月間の必要労働時間

＝ 常勤換算値

その人の賃金改善月額 ÷ 常勤換算値

＝ その人の常勤換算での賃金改善月額

その施設の月間の必要労働時間が 160 時間であったとして・・・

Ａさん　月 160 時間の常勤職員である　⇒常勤換算値 1.0

Ｂさん　月 80 時間のパート職員である　⇒常勤換算値 0.5

Ａさんに月 9,000 円の賃金改善をした

⇒常勤換算での賃金改善月額・・・　9,000÷1.0＝9,000 円

Ｂさんに月 4,500 円の賃金改善をした

⇒常勤換算での賃金改善月額・・・　4,500÷0.5＝9,000 円

常勤の人はそのままですが、非常勤の人については、常勤換算値を介した計算が必要です。　・・・で、これがなんなのか、という話なのですが、

“常勤レベルでいえば、月〇〇円の賃金改善になっているよね”

という確認のために必要な数値です。処遇改善等加算Ⅲの実績報告に必要です。

●金額算定のしくみ（令和５年度以降）

単価×算定対象職員数　で全体的な加算額を求めます。

なお、令和４年度と比べ、算定方法が根本的に変わっているため、令和５年度は、処遇改善等加算Ⅲを取得する日本全国すべての施設が「新規事由あり」になります。

◎大まかな流れ

①施設の平均年齢別児童数を算出します。
②施設として取得する加算を決めます。
③取得した加算を元に処遇Ⅲの加算算定対象人数を算出します。
④③で算出した人数を元に、算定対象職員数を算出します。
⑤算定対象職員数を元に、加算見込額を算出します。
⑥加算見込額以上の処遇改善を行う計画を立てます。

“処遇改善等加算Ⅲを認定する”とは、④で算出する**算定対象職員数**を認定することです。

●算定対象職員数の求め方

実は処遇改善等加算Ⅱの職員数を求めるときの考え方とほとんど同じです。ただ、取得する加算に応じて加減算定する数値が処遇改善等加算Ⅲ用になります。

そのため、同じように計算したとしても、処遇改善等加算Ⅱの人数 A・B を求める際に算出した「職員数」と処遇改善等加算Ⅲの認定に係る「職員数」は異なりますので注意が必要です。

様式「処遇Ⅲ　加算対象職員数計算表」の法的根拠はコレです。処遇Ⅱと似ています。

認定こども園	以下の１号定員、２・３号定員により算定される値の合計に、a～pの合計を加え、q～tの合計を減じて得た人数 ・１号定員：定員 90 人以下の場合は 2.0、定員 91 人以上の場合は 2.7 ・２・３号定員：定員 30 人以下の場合は 2.8、定員 31 人以上の場合は 2.4 a　年齢別配置基準による職員数　１号、２・３号それぞれの利用子ども数により以下の算式で算定される値に、１号は 1.1、２・３号は 1.3 を乗じて得た値の合計 〔４歳以上児数×1/30（小数点第２位以下切り捨て）〕＋〔３歳児及び満３歳児数×1/20（同）〕＋〔１，２歳児数（保育認定子どもに限る。）×1/6（同）〕＋〔乳児数×1/3（同）〕（小数点第１位以下四捨五入） ※１　３歳児配置改善加算を受けている場合 〔３歳児及び満３歳児数×1/20（同）〕を〔３歳児及び満３歳児数×1/15（同）〕に置き換えて算出 ※２　満３歳児対応加配加算を受けている場合 ⅰ）３歳児配置改善加算を受けていない場合 〔３歳児及び満３歳児数×1/20（同）〕を〔３歳児数（満３歳児を除く）×1/20（同）〕＋〔満３歳児数×1/6（同）〕に置き換えて算出 ⅱ）３歳児配置改善加算を受けている場合 〔３歳児及び満３歳児数×1/20（同）〕を〔３歳児数（満３歳児を除く）×1/15（同）〕+〔満３歳児数×1/6（同）〕に置き換えて算出 b　休けい保育教諭　２・３号定員 90 人以下の場合は 1.3、91 人以上の場合は 0.9 [illegible] l　[illegible]援加算[illegible]ている[illegible]Aの場合[illegible]、Bの場[illegible]0.3 m　事務職員配置加算を受けている場合　0.7 n　指導充実加配加算を受けている場合　0.6 o　事務負担対応加配加算を受けている場合　0.6 p　栄養管理加算（A：配置）を受けている場合　0.6 q　主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合であって代替保育教諭等を配置していない場合 ・１号が調整の適用を受ける場合　0.8 ・２・３号が調整の適用を受ける場合　0.6 r　年齢別配置基準を下回る場合　下回る人数（必要保育教諭等数－配置保育教諭等数）×1.2 s　１号認定子どもの利用定員を設定しない場合　1.2 t　分園の場合　分園の２・３号定員 40 人以下の場合 1.3、定員 41 人～150 人の場合 2.6、定員 151 人以上の場合 3.8 人

●配分で気を付けたいこと

国のルールとして、処遇改善等加算Ⅲは、

- 必ず全額を職員の処遇改善に充てる必要がある
- 金額の３分の２以上は毎月の給与に乗せる必要がある
- 法人理事を兼務する園長には配分できない
- 継続的な賃金改善を行うこと

というものがあります。この中で、「金額の３分の２以上は毎月の給与に乗せる必要がある」というルールですが、これは裏を返せば「金額の３分の１未満まではストックしておける」とも取れます。

計画通り 100%支払っている中で年度途中の雇用があると、その人の分の処遇Ⅲの配分に悩んでしまうと思います。そこで、３分の１ストックをしておけば、そこから年度途中の雇用に対応していただき、最終的に余った分を一時金として支払えば金額を使い切ることが出来ます。

【令和５年度だけの注意点】

施設の状況が令和４年度からあまり変更がない場合（定員や児童数、取得加算が極端に変わっていない場合）、加算額は令和４年度に比べ大きくなる可能性が高いです。そのため、配分については３分の２ルールに抵触しないよう、計画的に支払いましょう。

※処遇改善等加算に係る別紙様式について

給付の事務の中で一番複雑怪奇なのがこの処遇改善等加算に係る別紙様式（適用申請書・計画書・実績報告書）です。「給付の事務が難しい」と言われる所以はここにあると言っても良いと思います。

資料作成において注意すべきところは起点賃金水準や新規事由以外にも山ほどありますが、詳しくは別途作成・配布する記載例にて説明します。

処遇改善等加算における新規事由について

処遇改善の計画申請作成時等に出てくる「新規事由あり」「新規事由なし」について、説明します。

★「新規事由」とは

処遇改善等加算に係る加算額の増減は、

①児童数の増減　②取得する加算　③制度そのもの

のどれかに起因されます。そのうち、①②は、その年の施設の状況に由来するものであることが分かります。これは「新規事由」にはあたりません。

新規事由とは、

加算額の増加理由が、制度（ルール）由来である事柄

を指します。

「新規事由あり」とは、加算額が単純に増加することを意味するものではありません。

例えば、平均子ども数が前年度に比べて 100 人増加したとしても、加算額の計算方法そのもの（根拠）は変わりませんよね。なので新規事由には当たりません。ところが処遇Ｉに関し、平均勤続年数が」10 年から 11 年になった場合は、制度として計算方法が「x6%」から「x7%」に変わるため、この６％と７％の差額が、新規事由分に当たることになります。これを「特定加算額」と呼びます。

処遇改善等加算Ⅰの場合

「基礎分」「賃金改善要件分」で構成される処遇改善等加算Ⅰの加算率のうち、**「賃金改善要件分」の率が上がる**ことを意味します。
「新規事由あり」に該当するのは、次の場合になります。

① 賃金改善要件分に係る加算率が公定価格の改定により増加する場合
⇒現状のルール（平均勤続年数 11 年未満までが６％、11 年以上が７％）が制度的に変わる場合

②キャリアパス要件を新たに満たした場合
⇒賃金改善要件分からの２％減”が解除される場合

③平均勤続年数の増加により、賃金改善要件分の加算率が増加する場合
⇒基準年度における平均勤続年数：10 年⇒６％　が、
当年度の平均勤続年数：11 年⇒７％　になる場合

④初めて処遇改善等加算Ⅰを取得する場合

⑤「新規事由あり」の同一法人内施設から賃金改善の配分調整を行った場合
（例）「新規事由あり」の小規模園から、「新規事由なし」の認定こども園に
〇〇万円お金を移動した場合
⇒認定こども園も「新規事由あり」扱いになります。

従って、

- **「改善基礎分」の加算率の増加**
- **利用児童の増加による加算額の増加**
- **処遇Ⅰ以外の加算の新規取得による加算額の増加**

は、新規事由には該当しません。

処遇改善等加算Ⅱの場合

「新規事由あり」に該当するのは、次の場合になります。

①処遇改善等加算Ⅱの加算額の考え方が制度的に変わる場合

⇒令和５年度について、現状のルールだと

※認定こども園の場合

人数Ａ：40,000円 ＋ 10,140円 ＝ 50,140円

人数Ｂ：5,000円 ＋ 1,270円 ＝ 6,270円

単価　　法定福利費の事業主負担分

↑この「単価」が変わる場合などを指します。

②初めて処遇改善等加算Ⅱを取得する場合

③「新規事由あり」の同一法人内施設から賃金改善の配分調整を行った場合

（例）「新規事由あり」の小規模園から、「新規事由なし」の認定こども園に〇〇万円お金を移動した場合

⇒認定こども園も「新規事由あり」扱いになります。

従って、

- 処遇Ⅱ以外の加算の新規取得による人数Ａ・Ｂの増加
- 平均在籍児童数の増加に伴う人数Ａ・Ｂの増加
- 処遇Ⅱの単価のうち、法定福利費の事業主負担分の増加に伴う加算額の増加

は、新規事由には該当しません。

処遇改善等加算Ⅲの場合

「新規事由あり」に該当するのは、次の場合になります。

①処遇改善等加算Ⅲの加算額の考え方が制度的に変わる場合

⇒令和４年度は各認定区分・年齢区分ごとの平均在籍児童数を基にした計算方法でしたが、令和５年度は子ども数・利用定員・取得加算に応じ必要となる職員数の基にした計算方法に変わっています。

よって令和５年度は、処遇改善等加算Ⅲを取得するすべての施設が「新規事由あり」になります。

②初めて処遇改善等加算Ⅲを取得する場合

③「新規事由あり」の同一法人内施設から賃金改善の配分調整を行った場合

（例）「新規事由あり」の小規模園から、「新規事由なし」の認定こども園に〇〇万円お金を移動した場合

⇒認定こども園も「新規事由あり」扱いになります。

従って、令和６年度以降に限定すれば、

- 処遇Ⅲ以外の加算の新規取得による職員数の増加
- 平均在籍児童数の増加に伴う職員数の増加
- 処遇Ⅲの単価のうち、法定福利費の事業主負担分の増加に伴う加算額の増加

は、新規事由には該当しません。

処遇改善等加算Ⅰにおける別紙様式５別添１の考え方

前述した「施設の給与規定は前年度と比較して下がっていませんよね？」を確認するために計画書を作成するわけですが、この別紙様式５別添１がかなりのクセ者です。何の数字をどう入力するのか、その考え方を説明します。

起点賃金水準について

この言葉が一番意味が分からないところだと思います。この様式を作成するために、

①「全職員の名前や職種などを入力する」

②「加算当年度内の賃金改善実施期間における支払賃金」を入力する

③「起点賃金水準」を入力する

となるわけですが、この③についての考え方がかなり厄介です。

起点賃金水準とは、

基準年度の賃金水準＝加算前年度（or3 年前）の賃金水準

のことです。

国の説明・・・加算当年度の職員について、基準年度の同種同等職員の給与水準に当てはめる。

⇒**対象職員を、その職歴・立場のまま基準年度の賃金台帳で賃金算定したら年間賃金がどうなるかを考える。**

【注意】

・**同一職員に基準年度に支払った賃金（実績）ではありません。**
起点賃金水準は、あくまでも「水準」です。「実績」ではありません。

・令和５年４月１日時点において産休など休職中で、令和５年度中に復職しない場合は、名前は入力しますが、金額は０で OK です。

（例）※基準年度は前年度とします

令和５年４月１日現在で、１０年目の常勤保育教諭で
職務分野別リーダー（幼児保育）を務めるＡさんの場合

令和４年４月から 10 年目の常勤保育教諭で職務分野別リーダー（幼児保育）として勤務した場合の年間賃金を算定します。

【注意】

・「９年目」にする必要はありません。

・「実績」を入力してはいけません。

・前年度は現実には「常勤ではなかった」「職務分野別リーダーではなかった」「令和４年６月から９月までは産休だった」

などは**関係ありません。**

A さんと同じ職歴・立場の人を前年度の賃金水準で見たら年間賃金はどうなるかを考えます。

「新規事由あり」の場合、何が特定加算（見込）額になるの？

「新規事由あり」の場合、この新規事由に係る加算額を求めておく必要があります。これを特定加算（見込）額と呼びます。理由によりけりですが、基本的には

平均勤続年数の増加により、賃金改善要件分の加算率が増加する場合

⇒処遇Ｉの賃金改善要件分の７分の１が特定加算（見込）額になります。

初めて処遇改善等加算Ｉを取得する場合

⇒処遇Ｉの賃金改善要件分の全額が特定加算（見込）額になります。

「新規事由あり」の同一法人内施設から賃金改善の配分調整を行った場合

⇒資金移動した金額の全てが特定加算（見込）額になります。

処遇改善等加算の確認について

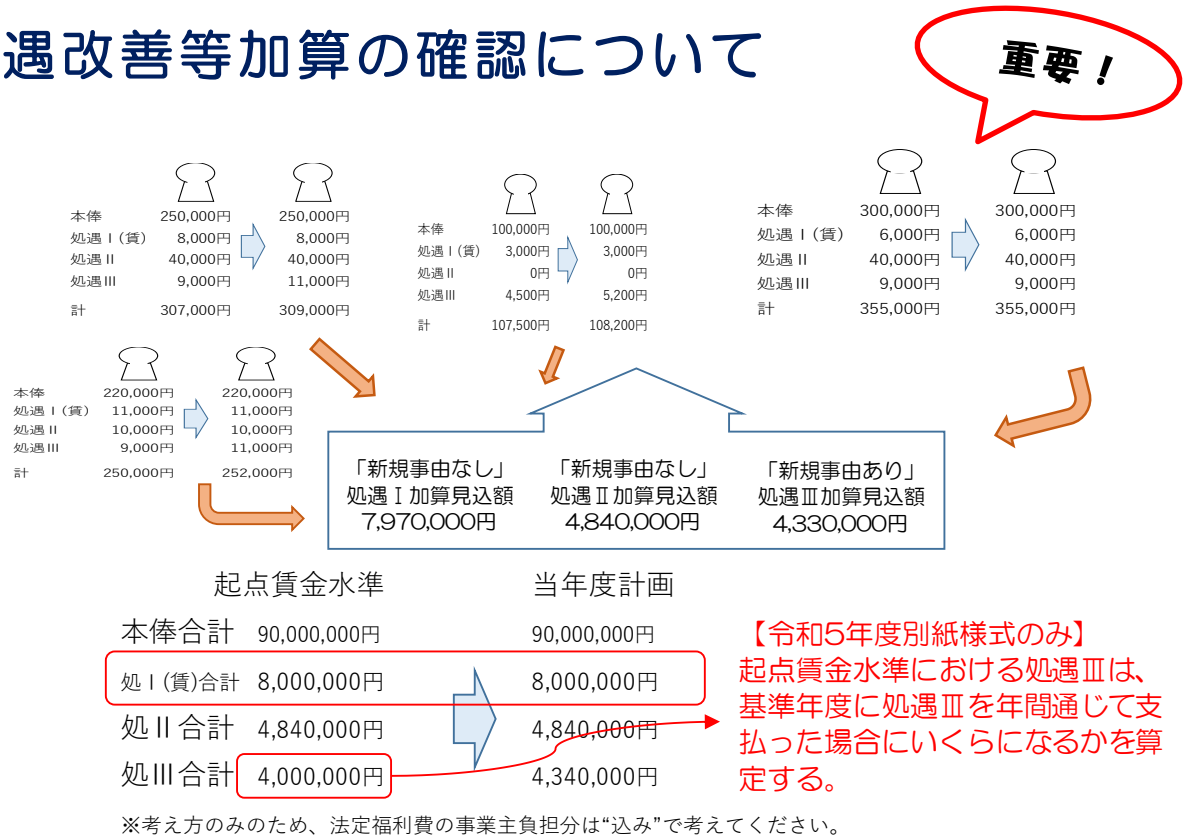

	起点賃金水準	当年度計画
本俸合計	90,000,000円	90,000,000円
処Ⅰ(賃)合計	8,000,000円	8,000,000円
処Ⅱ合計	4,840,000円	4,840,000円
処Ⅲ合計	4,000,000円	4,340,000円

【令和5年度別紙様式のみ】
起点賃金水準における処遇Ⅲは、基準年度に処遇Ⅲを年間通じて支払った場合にいくらになるかを算定する。

※考え方のみのため、法定福利費の事業主負担分は“込み”で考えてください。

処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱが「新規事由なし」の場合

起点賃金水準と当年度支払計画を比べ、給与が下がっていないことを確認します。別紙様式５別添１に記載する支払総額に含まれるのは、本俸、処遇Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ及び毎月決まって支払われる手当（主幹役職手当などのことです。なお、通勤手当や残業代は×）を算入しますが、比較するのは処遇Ⅲのみ除外した金額です（令和５年度のみ？）

常勤職員については、給与規程や俸給表が変わっていなければ、±０になります。パートの場合は、年度で設定した時給によります。

なお、処遇改善等加算Ⅱの計画書（別紙様式６）に記載する支払賃金等は、別紙様式５別添１の一覧から処遇改善等加算Ⅱ対象者のみ抽出した金額を判定します。

新規事由がある場合もない場合も共通して言えることですが・・・

国作成の別紙様式は、別紙様式５別添１にその施設の職員給与の全支払計画を入力し、その後に処遇改善等加算ⅠⅡⅢそれぞれの対象者ごとにピックアップして、処遇改善等加算ⅠⅡⅢそれぞれの計画書を作成する、という仕様になっています。とても分かりにくいですね。

なお、三木市内施設向けに送付する別紙様式は、うまく入力すれば自動的にピックアップできるよう数式を入れて改造しています。

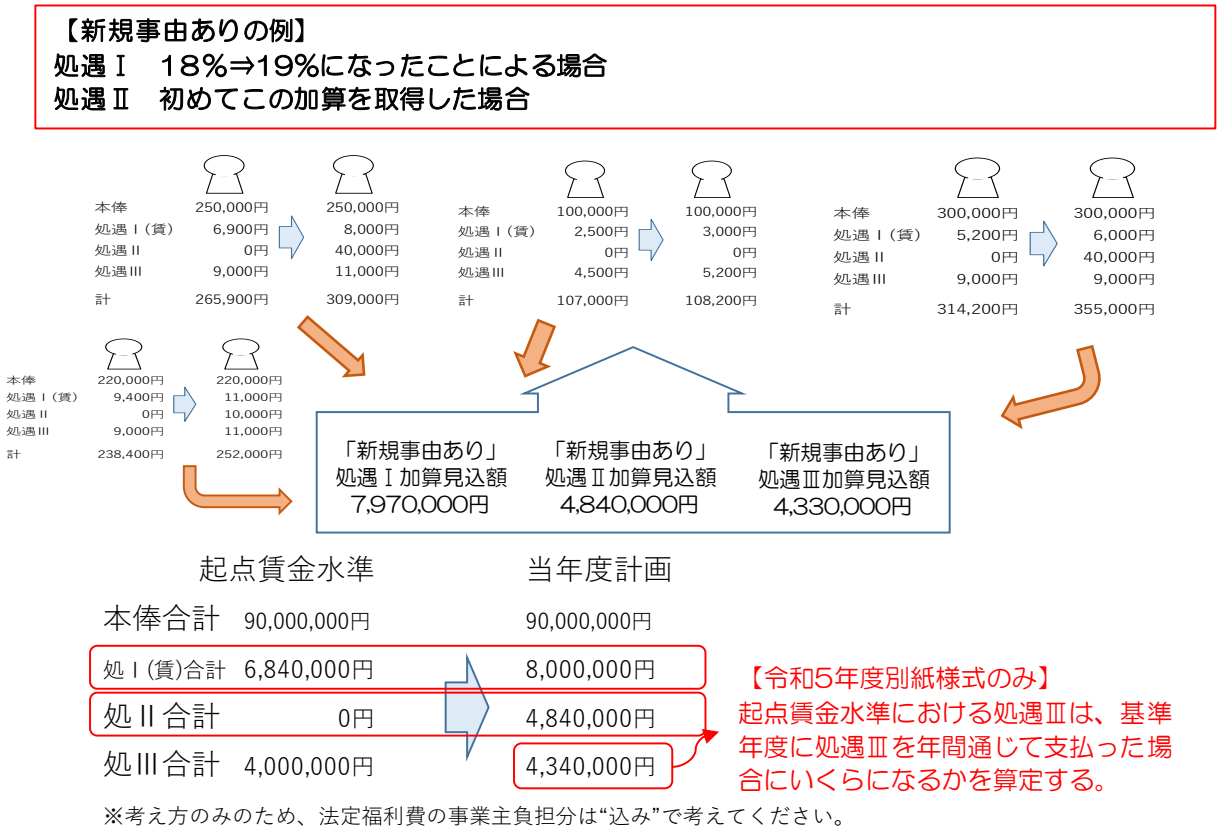

処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱについて、「新規事由あり」がある場合

新規事由の内容によりますが、基本的には起点賃金水準と当年度支払計画を比べ、特定加算（見込）額分以上に給与が上昇する形の計画である必要があります。ここではよくあるパターンとして、

処遇改善等加算Ⅰについては１８％⇒１９％になった場合

処遇改善等加算Ⅱは新たにこの加算を取得した場合

の例を説明します。

処遇改善等加算Ⅰは、起点賃金水準を算定する場合に、１８％（賃金改善要件分を６％）として算定する必要があります。

処遇改善等加算Ⅱは、起点賃金水準において処遇Ⅱを算定から除外します。つまりは当年度に取得している処遇改善等加算Ⅱの加算額（＝特定加算見込額）を使い切れているかを確認します。

なお、処遇改善等加算Ⅲについても、令和５年度は「新たにこの加算を取得した場合」として算定する必要がありますので、処遇改善等加算Ⅱの上記記述と同じように確認します。なお、処遇改善等加算Ⅲの別紙様式１０は、自動的に起点賃金水準に入力した処遇Ⅲ加算額を除外して計算するように設定しています。

処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのまとめ

●定義

◎処遇改善等加算Ⅰ

基礎分

職員の平均経験年数の上昇に応じた、昇給に関する費用

賃金改善要件分

職員の賃金の改善やキャリアパスの構築の取組に関する費用

◎処遇改善等加算Ⅱ

職員の技能・経験の向上に応じた追加的な資金の改善に要する費用

◎処遇改善等加算Ⅲ

職員の賃金の継続的な引き上げ（ベースアップ）等に要する費用

●処遇改善等加算額の使い道に関する国通知（抜粋）

・加算Ⅰの基礎分に係る加算額は、職員の賃金の勤続年数等を基準として行う昇給等に適切に充てること。

・加算Ⅰの賃金改善要件分、加算Ⅱ及び加算Ⅲに係る加算額は、その全額を職員の賃金の改善に確実に充てること。

⇒確実に充ててもらうために、そして確実に充てたことを確認するためにこの部分についての計画書及び実績報告が必要となる。

●各処遇改善等加算の認定について

処遇改善等加算Ⅰ：　加算率

処遇改善等加算Ⅱ：　人数Ａ・人数Ｂ

処遇改善等加算Ⅲ：　算定対象職員数

●計画や実績報告で、何を確認するの？

処遇改善等加算Ⅰ（賃金改善要件分）

・継続した処遇改善計画になっているか
・「新規事由あり」の場合、特定加算(見込)額以上の賃金改善になっているか
・起算賃金水準に比べ当年度の水準が低下していないか
・加算額を使い切れているか
・「誰に」「いくら」払ったのか（※監査でも確認します）
・恣意的な配分になっていないか

処遇改善等加算Ⅱ

・「誰に」「いくら」払ったのか（※監査でも確認します）
・加算額を使い切れているかどうか
・恣意的な配分になっていないか

処遇改善等加算Ⅲ

・「誰に」「いくら」払ったのか（※監査でも確認します）
・加算額を使い切れているかどうか
・恣意的な配分になっていないか

※非常に重要なこと！

・監査では、処遇Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ共に「誰に」「いくら」払ったのかを確認します。処遇Ⅱ やⅢは、計画段階で「誰に」「いくら」払うのかを明記するので比較的管理がしやすいですが、特に処遇Ⅰは、申請・計画書類で配分に関する明記は不要だったとしても、職員別の配分状況はきっちり管理する必要があります。
また、実績報告時に年間の給与台帳の写し等の提出が必要です。

・計画書の中で、全体でみて総支払賃金が上がっていれば OK、と言いつつも、職員単位でみると支払賃金が下がっている場合に、確認監査等の時に理由を求められます。「その人だけ賃金が上がっていないのはなぜ？」となるからです。

処遇改善における各職員への給与の考え方

処遇改善Ⅰは職員の平均経験（勤続）年数に応じて賃金改善を行うもの
処遇改善Ⅱは職員（対象者）役職や技能など、それぞれの専門性に応じた賃金改善を行うもの
処遇改善Ⅲは職員の継続的なベースアップのために行う賃金改善

になります。
基本給与に対し、まずは処遇改善Ⅱに係る手当を加算し、その後に処遇改善Ⅰ（ベースアップ分及び給与バランスの調整分）を加算するのが、大まかな考え方となります。
処遇改善等加算が行われた状態で、基準年度と現年を比較し、改善が図られているかを確認します。

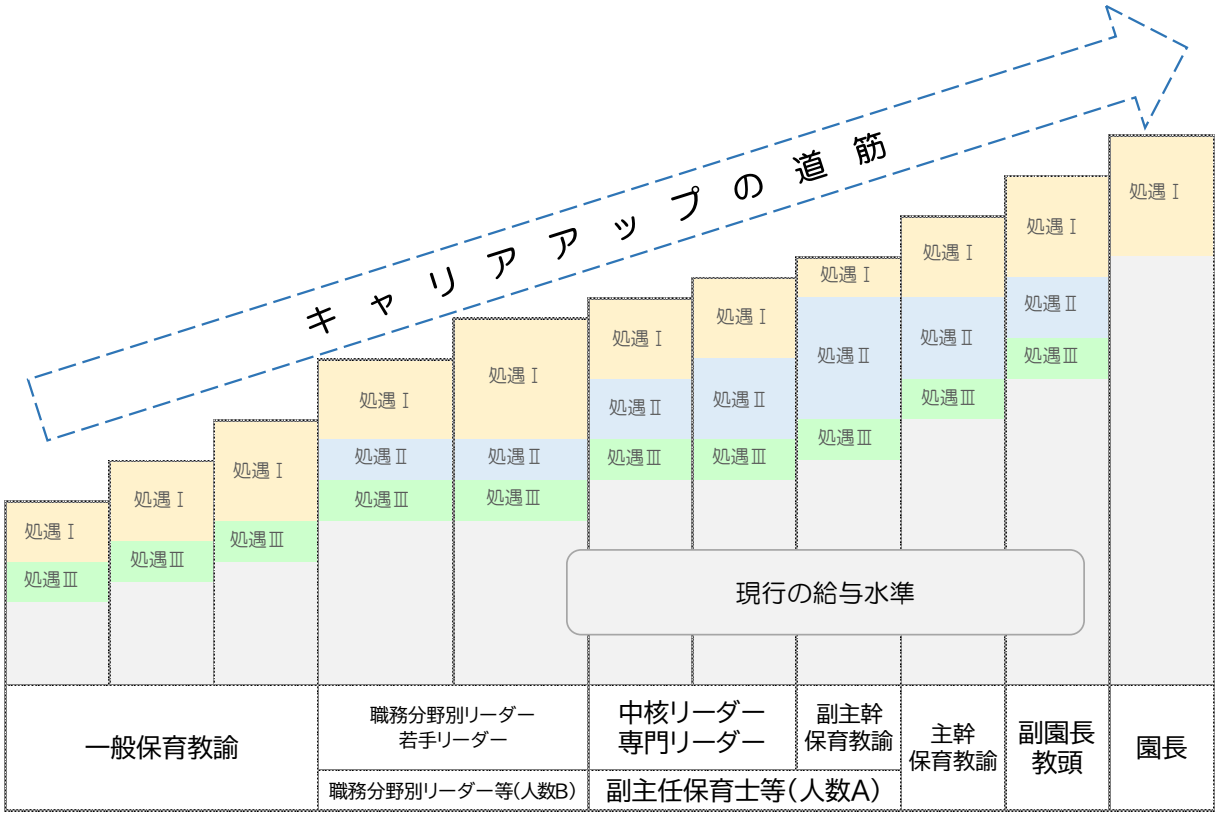

※副園長・教頭や主幹保育教諭への処遇Ⅱ手当は、副主幹保育教諭等の賃金のバランス等を踏まえ、**必要な場合に限って**行うことが可能。

処遇改善Ⅰの手当でベースアップ及び全体の給与バランスを取ります。

加算に関する理解の上に、給付費の請求が成り立ちます。

【認定こども園用請求様式】　　請求日：令和　5　年　5　月　1　日

子ども・子育て支援 教育・保育給付費等請求書

三木市長　様

住　　所　三木市○○町○○
電 話 番 号　0794-82-0000
法　人　名　社会福祉法人　記載例福祉会
施　設　名　記載例認定こども園
請求人氏名　理事長　三木太郎　㊞
口座名義が異なるときは給付費の受領を口座名義人に委任します。

令和	5	年	5	月分	請求額	11,096,480	円

請求金額算定内訳

教育標準時間（１号認定）

区分			4，5歳児	3歳児	満3歳児
単価	基本分保育単価		78,110	85,180	85,180
	処遇改善等加算		14,440	15,770	15,770
	加算部分1	副園長・教頭配置加算	7,640	7,640	7,640
		学級編成調整加配加算	33,610	33,610	33,610
		3歳児配置改善加算		8,400	8,400
		非常勤講師配置加算	6,730	6,730	6,730
		チーム保育加配加算　（加配人数 2 人）	9,600	9,600	
		通園送迎加算	0	0	0
		給食実施加算　（実施日数 5 日/週）	15,550	15,550	15,550
		処遇改善加算Ⅱ	14,410	14,410	14,410
	調整	主幹教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合	0	0	0
	加算部分2	冷暖房費加算	110	110	110
		療育支援加算　（加算A）	1,440	1,440	1,440
		処遇改善等加算Ⅲ	9,020	9,020	9,020
		指導充実加配加算	0	0	0
		事務負担対応加配加算	0	0	0
		事務職員配置加算	6,180	6,180	6,180
	保育単価合計(a)		196,840	213,640	204,040
5	月入所人数(b)		10	5	0
年齢区分別金額(c=a×b)			1,968,400	1,068,200	0
副食費徴収免除加算(d)　※この加算は年度末の精算で支払います。					
年齢区分別金額(e=c+d)			1,968,400	1,068,200	0
公定価格合計　①			3,036,600		
5	月分利用者負担額合計(d)		0	0	0
5	**月分利用者負担額総合計　②**		0		
年齢区分別請求額(c-d)			1,968,400	1,068,200	0
1号認定　請求額合計　③＝①-②			3,036,600		

開所、標準時間	
開所時間	7:00～19:00
11時間保育	7:00～18:00
8時間保育	8:00～16:00

月初日利用こども数	三木市	市外	計
1号	15	0	15
2・3号	108	2	110

施設区分	幼保連携型	
地域区分	3/100	
公私立の別	私立	
利用定員（1号）	15	人
利用定員（2号）	80	人
利用定員（3号）	30	人
利用定員合計	125	人
1号 定員超過による減算率	非該当	
2・3号 定員超過による減算率	非該当	
処遇改善等加算Ⅰ加算率	19	%
処遇改善等加算Ⅱ　人数A	8	人
処遇改善等加算Ⅱ　人数B	5	人
処遇改善等加算Ⅲ職員数	24	人

保育短時間・標準時間（２号・３号認定）

区分			4，5歳児 標準時間	4，5歳児 短時間	3歳児 標準時間	3歳児 短時間	1，2歳児 標準時間	1，2歳児 短時間	乳児 標準時間	乳児 短時間
単価	基本分保育単価		35,250	30,990	42,130	37,870	98,580	94,320	167,410	163,150
	処遇改善等加算		6,270	5,510	7,410	6,650	16,530	15,770	29,450	28,690
	加算部分1	3歳児配置改善加算			8,020	8,020				
		休日保育加算	0	0	0	0	0	0	0	0
		チーム保育加配加算　（2人）	9,600	9,600	9,600	9,600				
		減価償却費加算	0	0	0	0	0	0	0	0
		賃借料加算	0	0	0	0	0	0	0	0
		処遇改善加算Ⅱ	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960
		1号認定を設定していない場合	0	0	0	0	0	0	0	0
	調整	主幹教諭等の専任化なし	0	0	0	0	0	0	0	0
		分園の場合（減算調整）	0	0	0	0	0	0	0	0
	加算部分2	冷暖房費加算	110	110	110	110	110	110	110	110
		療育支援加算	260	260	260	260	260	260	260	260
		栄養管理加算　A	830	830	830	830	830	830	830	830
		処遇改善等加算Ⅲ	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230
	保育単価合計(a')		55,510	50,490	71,550	66,530	119,500	114,480	201,250	196,230
5	月入所人数(b')		50	8	18	2	20	4	5	1
年齢区分別金額(c'=a'×b')			2,775,500	403,920	1,287,900	133,060	2,390,000	457,920	1,006,250	196,230
副食費徴収免除加算(d')　※この加算は年度末の精算で支払います。										
年齢区分別金額(e'=c'+d')			2,775,500	403,920	1,287,900	133,060	2,390,000	457,920	1,006,250	196,230
公定価格合計　①'			8,650,780							
5	月分利用者負担額合計(d)		0	0	0	0	395,300	92,100	95,400	8,100
5	**月分利用者負担額総合計②'**		590,900							
年齢区分別請求額(c'-d')			2,775,500	403,920	1,287,900	133,060	1,994,700	365,820	910,850	188,130
2，3号認定　請求額合計　③'=①'-②'			8,059,880							

1号＋2・3号	11,096,480
調整額	
差引請求額	11,096,480

調整額内訳等　特記事項	

参考にした資料等

・子ども・子育て支援法及びその他政令等

・児童福祉法及びその他政令等

・特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（令和５年３月 31 日内閣府告示第２９号）

・特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和５年５月１９日付けこ成保３８・５文科初第４８３号）

・施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（令和５年６月７日付けこ成保３９・５文科初第５９１号）

・子ども・子育て支援新制度について（令和４年７月内閣府・子ども子育て本部）

・公定価格に関するFAQ

・給付費単価一覧表

・子ども・子育て会議資料及び議事録

・公定価格評価検討委員会資料及び議事録

認定区分早見表

※誕生日が６月１０日として

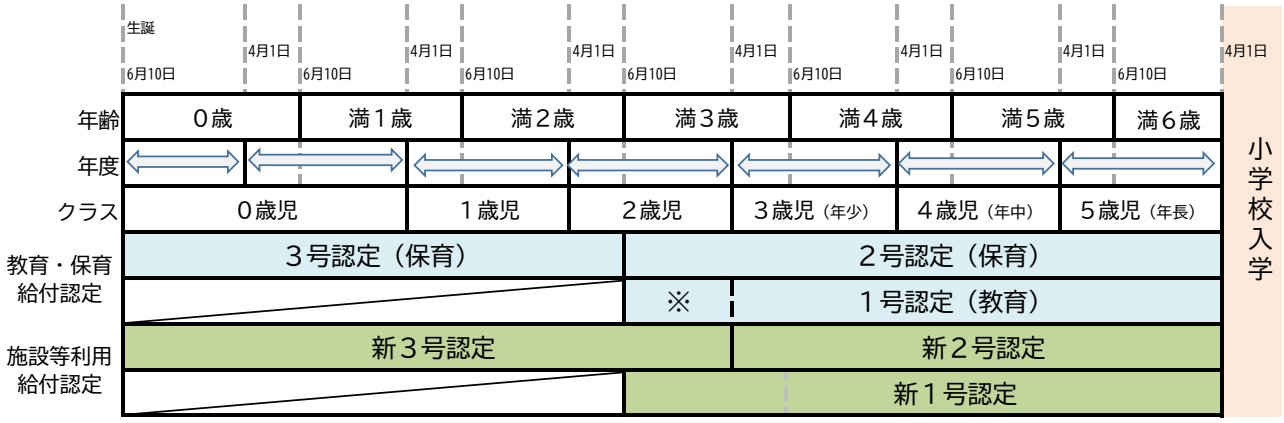

※部分は、別途条件あり

★三木市教育・保育課チャンネル★

三木市教育委員会　教育・保育課の YouTube チャンネルです。
説明会等の動画をアップしています。

https://m.youtube.com/channel/UCpQ_7ACRJQNhf5sUR6sUIXA

三木市教育委員会
教育振興部　教育・保育課　入所・給付係